

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 及川 あつし

1 日時

平成 26 年 10 月 8 日（水曜日）

午前 10 時 3 分開会、午後 4 時 8 分散会

（うち休憩 午前 10 時 12 分～午前 10 時 33 分、午前 10 時 34 分～午前 10 時 37 分、
午前 10 時 45 分～午前 10 時 45 分、午前 10 時 48 分～午前 10 時 48 分、
午前 10 時 49 分～午前 10 時 51 分、午前 11 時 51 分～午前 11 時 51 分、
午前 11 時 58 分～午後 1 時 7 分、午後 1 時 11 分～午後 1 時 12 分、
午後 1 時 34 分～午後 1 時 34 分、午後 2 時 21 分～午後 2 時 21 分、
午後 2 時 55 分～午後 3 時 17 分）

2 場所

第 5 委員会室

3 出席委員

及川あつし委員長、名須川晋副委員長、千葉伝委員、樋下正信委員、福井せいじ委員、
佐々木努委員、伊藤勢至委員、佐々木朋和委員、木村幸弘委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

藤枝担当書記、藤平担当書記、藤原併任書記、佐々木併任書記、千田併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 保健福祉部

根子保健福祉部長、紺野保健福祉部副部長兼保健福祉企画室長、
千田地域福祉課総括課長

(2) 環境生活部

風早環境生活部長、津軽石環境生活部副部長兼環境生活企画室長、
玉懸環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、鈴木若者女性協働推進室長、
工藤環境生活企画室企画課長、高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長、
松本環境保全課総括課長、大泉資源循環推進課総括課長、
小野寺自然保護課総括課長、白岩県民くらしの安全課総括課長、
小島県民くらしの安全課食の安全安心課長、
中野県民くらしの安全課県民生活安全課長、後藤県民くらしの安全課消費生活課長、
工藤廃棄物特別対策室再生・整備課長、
佐々木廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長、

亀井特命参事兼青少年・男女共同参画課長、千葉NPO・文化国際課長

(3) 保健福祉部

根子保健福祉部長、紺野保健福祉部副部長兼保健福祉企画室長、菅原医務担当技監、野原医療政策室長兼医師支援推進室長、鈴木参事兼障がい保健福祉課総括課長、斉藤参事兼長寿社会課総括課長、伊藤保健福祉企画室企画課長、五日市健康国保課総括課長、千田地域福祉課総括課長、南子ども子育て支援課総括課長、葛尾医療政策室医務課長、高橋医療政策室地域医療推進課長、佐々木医師支援推進室医師支援推進監

7 一般傍聴者

1名

8 会議に付した事件

(1) 保健福祉部

(請願陳情)

受理番号第 123 号 被災者生活再建支援制度の拡充について請願

(2) 環境生活部

(請願陳情)

受理番号第 126 号 灯油高騰への緊急対策を求める請願

(議案)

議案第 1 号 平成 26 年度岩手県一般会計補正予算 (第 3 号)

(3) 保健福祉部

(議案)

ア 議案第 1 号 平成 26 年度岩手県一般会計補正予算 (第 3 号)

イ 議案第 2 号 平成 26 年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算 (第 2 号)

ウ 議案第 14 号 岩手県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

エ 議案第 15 号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例中

他の委員会付託分以外

オ 議案第 16 号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

カ 議案第 17 号 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

キ 議案第 19 号 認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

ク 議案第 20 号 薬事法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(請願陳情)

ア 受理番号第 99 号 岩手県南 3 市町の子供たちの甲状腺検査を求める請願

イ 受理番号第 120 号 再手話言語法 (仮称) 制定を求める意見書の提出を求める請願

ウ 受理番号第124号 東日本大震災の被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める
請願

エ 受理番号第125号 被災者の医療費、介護保険等の一部負担金（利用料負担）の免
除措置の継続を求める請願

オ 受理番号第127号 灯油高騰への緊急対策を求める請願

9 議事の内容

○及川あつし委員長 ただいまから環境福祉委員会を開会します。これより本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日の日程であります。若干変則的に進めますので、よろしくお願ひします。

当委員会に付託された請願陳情7件のうち、受理番号第123号被災者生活再建支援制度の拡充についての請願は、当委員会と総務委員会に、また受理番号第126号灯油高騰への緊急対策を求める請願については、当委員会と商工文教委員会に、それぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、いずれにも国に意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会で採択となった場合に、意見書の取り扱いについて、各委員会と協議が必要となる可能性があることから、各委員会委員長と申し合わせをし、最初に審査を行うこととしておりますので、御了承願ひします。

については、関係の方だけ冒頭の出席となります。よろしくお願ひいたします。

初めに、保健福祉部関係の請願陳情について審査を行います。受理番号第123号被災者生活再建支援制度の拡充についての請願を議題といたします。

なお、当委員会付託部分の請願項目のうち保健福祉部が所管する項目は、2及び3でありますので、項目の2及び3についての審査を行います。

本請願について、当局の参考説明を求めます。

○千田地域福祉課総括課長 初めに、被災者生活再建支援法による支援制度の内容です。制度の目的につきましては、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することとされています。

制度の対象となる自然災害については、暴風、豪雨などの異常な自然災害により生じる被害とされており、そのうち支援法の対象となる自然災害は、被害世帯数による基準に該当する場合とされています。かなり細かい基準となっておりますが、これは基本的に一定以上の大規模な災害を対象としながらも、同一の災害の場合には、居住する市町村によって被災者の取り扱いになるべく違いが生じないような配慮がなされているものです。

制度の対象となる被災世帯については、制度の対象となる自然災害により、住宅が全壊した世帯、全壊に相当する世帯、大規模半壊世帯となります。

支援金の支給額については、住宅の被害程度に応じて支給する基礎支援金と、住宅の再

建方法に応じて支給する加算支援金があり、基礎支援金と加算支援金を合わせて最大 300 万円となります。なお、世帯構成員が 1 人の場合は、4 分の 3 の額となります。

被災者生活再建支援金の財源については、全都道府県の拠出による基金を財源とし、国が支援金の額の 2 分の 1 相当額を補助することとなっております。ただし、東日本大震災津波に係る支援金の国の補助率は 5 分の 4 とされています。

参考まで、本県からの拠出額は、平成 11 年度と平成 16 年度に約 3 億 7,000 万円ずつ、そして平成 23 年度に東日本大震災津波の被災者支援のため約 10 億 3,000 万円となっております。

次に、支援法の見直し等に係る国の対応状況です。被災者生活再建支援制度の改正概要については、平成 10 年に制度が開始されて以来、2 度の大きな法令改正が行われ、制度の拡充が図られてきたところです。平成 10 年当初は、用途を限定し、必要額積上げ方式で最大 100 万円の支給額であり、年収あるいは年齢要件もありました。その後主な改正として、平成 16 年改正では、支給額が最大 300 万円に引き上げられました。平成 19 年改正では、支援金の内容は現行のとおり、基礎支援金及び加算支援金に再構成いたしまして、定額方式で最大 300 万円の支給額とされ、年収、年齢要件は撤廃されました。

被災者支援制度にかかる国の検討状況については、東日本大震災津波での教訓等を踏まえ、被災者支援の課題やあり方の全般について審議するため、平成 25 年 10 月に有識者による検討会を設置しまして、平成 26 年 8 月まで計 9 回の検討を経て中間取りまとめを公表したところです。

この中間取りまとめの中では、本支援制度に関する主な意見としまして、一部市町村に支援法が適用される災害であれば、全壊や大規模半壊等の被害が生じた市町村には支援法を適用すべき、支援法が適用されない市町村に対する都道府県独自の支援制度をさらに広めるべき、自助、共助、公助の枠組の中で、公助だけではなく保険や共済への加入などによる平時からの備えを行うべきと併記されているところです。

次に、本県における東日本大震災津波分を除く、これまでの被災者生活再建支援金支給実績ですが、平成 11 年に軽米町の 21 世帯に 1,760 万円、平成 23 年に二戸市の 2 世帯に 500 万円となっております。

次に、本県から国への要望状況ですが、平成 26 年 6 月 10 日付、平成 27 年度政府予算提言・要望書におきまして、制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合は、全ての被災区域を支援の対象とすること、住宅半壊世帯も支給対象とするなど支給範囲を拡大することの 2 点要望しています。

なお、平成 25 年 8 月、9 月、及び 11 月にも同様の要望を行っています。

最後に参考としまして、平成 25 年 7 月から 9 月にかけての大雨洪水災害の被災者生活再建支援を行うため、県単独で実施している被災者生活再建支援金支給補助の取り組み状況を記載しております。全壊、大規模半壊については国の制度に準ずるとともに、国の制度が対象としていない半壊世帯、床上浸水世帯も対象として、平成 25 年度実績で 14 市町、

計 499 世帯に 9,700 万円余を補助しています。

説明は以上です。

○及川あつし委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認め、よってこれらの請願は採択と決定いたしました。暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○及川あつし委員長 再開します。

本請願は、総務委員会において採択と決定したとのことでした。

先ほど、採択と決定いたしました本請願は、国に対する意見書の提出を求めるものでありますので、総務委員会と共同で、今定例会に委員会発議することといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を用意しておりますので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○及川あつし委員長 ただいま、お手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。これについて、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 それでは、暫時休憩いたします。総務委員会の状況を確認いたしますので、しばらくお待ち願います。

〔休憩〕

〔再開〕

○及川あつし委員長 再開します。

総務委員会においては、修正意見なしとのことでありました。

ほかに意見は何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りします。意見書案は、原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認め、意見書は原案のとおりとすることに決定いたしました。

なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって、受理番号第 123 号被災者生活再建支援制度の拡充について請願の審査を終わります。

保健福祉部の皆様は、一旦退席されて結構です。

職員入れかえのため若干お待ち願います。

次に、環境生活部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 126 号灯油高騰への緊急対策を求める請願を議題といたします。当委員会付託部分の請願項目のうち、環境生活部が所管する項目は、4（2）及び4（3）でありますので、項目の4（2）及び4（3）についての審査を行います。

なお、項目の1及び2につきましては、国に対する意見書の提出を求める内容が含まれていないことから、次の保健福祉部関係の請願陳情審査において、受理番号第 127 号として審査いたしますので、御了承願います。

本請願について、当局の参考説明を求めます。

○後藤消費生活課長 原油価格の推移及び石油製品の県内平均価格動向に関し御説明申し上げます。

まず、石油製品価格の背景となる原油価格の推移についてです。原油価格の国際的指標の一つとされている中東ドバイ市場における原油価格の推移ですが、原油価格の変動要因には、需給要因を初め中東情勢などの地政学的リスク要因に加え、近年は原油が一次エネルギーとしてだけでなく、金融商品としての存在感を見せるといった要因も加わっており、価格がより変動しやすい状況となっております。原油価格の動きを見ますと、平成 20 年にピークを迎えた後、リーマンショック後に大きく落ち込み、その後短期的には上下の振幅はあるものの、中期的には上昇傾向で推移しています。

次に、県内の配達灯油価格の推移です。これは原油価格ほどの振れは見られませんが、原油価格同様、中期的には上昇傾向で推移している状況です。最近の動きを見ますと、平成 26 年 9 月は 1,949 円で、前年同月に比べ 134 円、率にして 7.4%の上昇となっており、需要期前の水準といたしましては、近年にない高い水準となっております。なお、価格の上昇要因としては原油価格の上昇に加え、円安も影響しているところです。

なお、今回の請願にある石油価格等に係る石油行政については、国際情勢や国民生活の状況等を踏まえて、国において主体的に対応されるべき問題であると考えており、県としては国の的確な方向性や対策を打ち出せるよう、東北経済産業局主催の灯油懇談会等の場で、県民生活の実情について情報提供するなど、連携協力に努めているところです。

説明は以上です。

○及川あつし委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○福井せいじ委員 4の(2)、投機マネーの流入防止策等については不採択。4の(3)、国に対しての関係省庁からの石油業界への強力な指導に対しては採択ということであります。

○及川あつし委員長 ほかに意見はありませんか。

○木村幸弘委員 付託いただいた各項目とも採択していただきたいと思います。

○及川あつし委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 一旦休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○及川あつし委員長 再開します。

本請願については、項目によって意見が異なりますので、項目ごとに採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本請願の中で、まず請願項目4(2)を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○及川あつし委員長 起立少数であります。よって、請願項目4(2)は不採択と決定しました。

次に、請願項目4(3)を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○及川あつし委員長 起立全員であります。よって、請願項目4(3)は採択と決定いたしました。

本請願は、商工文教委員会においては採択と決定したとのことであります。

先ほど採択と決定いたしました本請願は、国に対する意見書の提出を求めるものでありますので、商工文教委員会と合同で今定例会に委員会発議することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を用意しておりますので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○及川あつし委員長 なお、ただいまお手元に配付いたしました意見書案のうち、項目2

は先ほど不採択となりましたので、この場で委員長案から削除させていただきます。2を削除した上で、委員長案として御提示させていただきますのでごらんいただきたいと思います。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**及川あつし委員長** 再開します。

ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」〕と呼ぶ者あり

○**及川あつし委員長** なければ、暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**及川あつし委員長** 再開いたします。

商工文教委員会は、まだ審査中とのことであります。これより意見書の検討に入るわけでありますが、商工文教委員会の審査状況によっては、内容が変わる可能性もありますことから、請願の審査を一旦中断し、議案審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕と呼ぶ者あり

○**及川あつし委員長** 御異議がないようでありますので、さよう決定いたしました。

では、議案に入りたいと思います。

次に、環境生活部関係の議案の審査を行います。

議案第1号平成26年度岩手県一般会計補正予算(第3号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中歳出第3款民生費及び第4款衛生費のうち、それぞれ環境生活部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**津軽石副部長兼環境生活企画室長** 議案第1号平成26年度岩手県一般会計補正予算第3号のうち、環境生活部の補正予算は、3款民生費2項県民生活費の3,556万2,000円の増額補正と、4款衛生費、2項環境衛生費の1億8,258万2,000円の増額補正です。補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

3款民生費、2項県民生活費、1目県民生活総務費です。

市町村消費者行政活性化事業費補助は、市町村が実施する消費生活相談体制の強化に要する経費の補助について補正しようとするものです。

消費者行政活性化基金積立金は、国が交付する地方消費者行政活性化交付金の確定によりまして、消費生活に関する情報提供及び被害防止活動等に要する経費の財源に充てるため、基金の積み増しを行おうとするものです。

3目青少年女性対策費です。いわて青少年育成プラン推進事業費ですが、青少年の健全な育成を図るため、青少年のインターネットあるいはスマートフォン等の適正な利用につきまして、関係者を対象とした研修会の開催や、普及、啓発等に要する経費を補正しようとするものです。

4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費です。

防災拠点等再生エネルギー導入事業費ですが、再生可能エネルギー設備導入等推進基金を充当して実施した補助事業のうち、平成24年度から平成25年度に繰り越して実施した事業費が確定したことから、残額を基金に返入するための経費等を補正しようとするものです。

環境保全基金積立金ですが、同基金からの繰入金により実施しております循環型地域社会形成推進事業費に充てるため、産業廃棄物での前年度の未充当分を基金に積み立てようとするものです。

3目環境衛生指導費です。廃棄物適正処理監視等推進費ですが、産業廃棄物の処理について、記録として後世に伝え、処理を通じた知見を発信するため、産業廃棄物処理に係る報告書の作成に要する経費等を補正しようとするものです。

4目環境保全費です。休廃止鉱山鉱害防止事業費ですが、旧松尾鉱山における新中和処理施設の耐震補強工事等に要する経費を補正しようとするものです。

以上が、環境生活部関係の補正予算の内容です。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○及川あつし委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○福井せいじ委員 3款2項1目県民生活総務費、消費者行政活性化基金積立金について、消費生活に関する情報提供及び被害防止活動に要する経費ということですが、今年度における消費者被害の実態と、その金額等がわかれば教えていただきたいと思います。

○後藤消費生活課長 平成26年度に県民生活センターで受け付けた相談等の件数は、9月末現在で1,513件となっています。そのほかに、P I O—NETという全国共通のシステムにより市町村で受け付けている分もあり、9月末現在で3,160件となっています。合計で4,673件となっているところです。被害額等については当方では把握しておりません。

○福井せいじ委員 昨年と比べてどれだけ増減があるのか、また、主たる相談内容を教えていただきたいと思います。

○後藤消費生活課長 平成25年度年計で県センター分は3,182件、市町村で7,449件、岩手県全体で1万631件となっています。平成26年度半期は、4,600件余で、若干減っているという状況です。

昨年度の相談で一番多いものは、スマートフォン等でつながってしまって、料金請求を受けるというようなアダルトサイト系の相談が一番多くなっております。そのほか、健康食品の送りつけ商法のようなものが若干ありました。

○福井せいじ委員 それに対する防止策や情報提供は、どのような活動をなさっているの

か教えていただきたいと思います。

○**後藤消費生活課長** 定期的な情報提供ということで、チラシを配るほか、各地の老人クラブの集会等に合わせて、相談員が出向いて、その時々々の注意事項とか、傾向的な相談内容等をお知らせし、広報、啓発しているところです。この活動は、市町村のセンターでも、依頼等に応じてやっているところです。

○**千葉伝委員** 今スマートフォンの話も出ましたが、青少年にかかる部分がいろいろ問題になっています。資料の青少年の育成の部分で、中身がわからなかったのですが、いずれ環境生活部だけでやっているということではなく、県教育委員会も関係するでしょうし、場合によっては犯罪等の関係から、県警察本部ということもあると思います。そういうところとの連携などをどのような格好で進めているか教えてください。

○**亀井特命参事兼青少年・男女共同参画課長** 今回のいわて青少年育成プラン推進事業費の補正につきましては、青少年における情報メディアの利用について深刻な事態等があるということで、「いわて家庭の日」の県民運動と連携しながら、各地域での主体的な取り組みを促進したいと考えまして、関係機関、警察並びに教育委員会、総合教育センター、それからアイーナにあります青少年活動交流センター等と連携しながら、普及啓発、研修等を実施していく状況になっているところです。

○**千葉伝委員** 電車とかを使っていると、みんな下向いてスマートフォンを使っているという状況で、異様な光景です。友達とのやりとりはいいのかもしれませんが、深夜でもどこでも、それ以外の使い方をしていけば、岩手県だけではなくて全国的な問題だと思います。何らかの規制をするかしないかはすごく微妙なところなわけですが、最低でも年齢的な部分で、小学生は持たせないとか、規制の仕方かもしれませんけれども、ほかの県ではいろいろやっているわけなので、そのぐらいはやる必要があるかと思っておりますので、ぜひ検討していただいて、ほかとの連携を組み合わせながら、県民や子供たちに対して、しっかりと対応していただければと思っています。

○**風早環境生活部長** 今回の補正において、青少年のメディアについて、連携して対応するため、意見交換を始めていくことを考えております。基本的に、青少年の皆さんが見つけているというのは、一定程度の必要な場面もあるのですが、2月議会でも御指摘をいただいておりますし、他県の先進的な取り組みを含めて、教育委員会ですとか、警察などとも連携して検討を進めていきたいと考えております。

○**木村幸弘委員** 防災拠点等再生エネルギー導入事業費について、これまでの実績、今年度の状況等について、改めて確認したいのが1点です。

それから、この事業全体の計画の枠組みから、実績等の状況をどのように評価し、今後どのような目標を持っているのか、その点についても伺いたします。

○**高橋温暖化・エネルギー対策課長** 防災拠点の事業の実績につきましては平成24年度、平成25年度、合わせまして160件となっています。今年度につきましても173件と予定しています。全体の事業期間と計画ですけれども、平成24年度から平成27年度までとなっ

ております。全体計画としましては449件を実施する予定です。ただし、事業期間が平成27年度までとなっておりますが、沿岸部を中心にして、復興まちづくり関係の面的整備の状況等も影響してきているところです。

そのため、国に対し、期間の延長を要望させていただいている状況です。いずれ平成27年度までの本事業となっておりますので、市町村を含めまして、鋭意取り組ませていただいているという状況です。

○木村幸弘委員 計画の予定とその進捗状況がわかりましたけれども、全体計画に対するこれまでの実績で、沿岸と内陸の割合等はどのようになっているか、また、これからさらに沿岸被災地のニーズが高まっていく予想であれば、期間延長の要望も含めてでしょうかけれども、全体計画を含めて箇所数の見直しなど、いろいろと検討すべきところがあるのではないかと思います。その点はどうなのでしょう。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 これまでの沿岸と内陸における箇所数につきましては、内陸部のほうが多く取り組みをさせていただいているという状況です。当初計画におきましては、沿岸部からの要望等も多かったところですが、実質は、まちづくりの状況を踏まえて、計画が後年度にずれてきており、平成27年度のほうに沿岸部の件数が多くなってきているという状況です。そういう意味で、国のほうに対しても実情を訴えて、期間の延長を要望させていただいているという状況です。

ただ、この状況につきましては、被災3県が同じような状況ですので、3県として要望もさせていただいています。ただ、その要望は要望として、現在の事業期間が平成27年度までとなっておりますので、市町村にそういう状況もお知らせしながら、取り組みについて協力等をお願いしているというところです。

○木村幸弘委員 そもそも、この事業を進める中で、電力会社の一部保留扱いの問題等が影響するかどうか、その辺についてはどうですか。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 この防災拠点の事業で整備する太陽光発電や蓄電池につきましては、自家消費形でありますし、かつ低圧となっておりますので、東北電力に確認していただきますけれども、今回の回答の一時保留の対象外だと聞いております。

○及川あつし委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定

いたしました。

それでは、請願審査について、商工文教委員会の状況が確認できました。商工文教委員会においては、意見書案への修正はないとのことであります。

何か意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は、先ほど私が削除したものを原案として、その原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。

なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって、環境生活部関係の請願陳情の審査を終わります。

また、環境生活部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から、化製場に対する行政処分について、発言を求められておりますので、これを許します。

○松本環境保全課総括課長 化製場に対する行政処分について、御報告いたします。

概要でございます。奥州市江刺区のレンダリング業者であります東北化製事業協同組合及び東北油化株式会社が平成26年8月28日に排水基準を超過したため、県南広域振興局及び奥州保健所が行政指導を行っておりましたが、排水処理施設の機能不全が解消されないことなどから、平成26年10月3日、水質汚濁防止法及び関連法令に基づく行政処分を発出しました。今後、履行期限に向けて、計画的な改善を指導してまいります。

処分に至った経緯についてですが、平成26年8月22日、地域の住民の方から濁水が流れていると県南広域振興局に通報がありましたので、立入検査を実施しました。平成26年8月28日、汚濁水を確認しましたので、採水検査をしたところ、生物科学的酸素要求量など3項目につきまして排出基準超過を確認しました。このことから、平成26年9月5日、警告文書を発出しまして、排水の停止など行政指導をしておりますが、排水処理施設の機能不全等が解消されない状況になりましたことから、平成26年10月3日、改善命令を発出いたしました。

行政処分の内容ですが、まず、水質汚濁防止法につきましては、排水の一時停止、汚水の発生源であるレンダリング施設などの使用の一時停止、それから排水処理方法の改善について命令をしております。また、関係法令といたしまして、化製場等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び循環型地域社会の形成に関する条例に基づきまして、壁、床、天井の補修など、構造基準に適合していない施設設備を改善すること、清潔の保持、汚物の処理を十分に行うこと、昆虫の発生防止や駆除など衛生上講ずべき措置を実施すること、産業廃棄物の飛散、流出などの防止について適正な保管をすることについて改

善命令をしたところでは。

履行期限につきましては、水質汚濁防止法につきましては平成 27 年 1 月 13 日まで、関係法令につきましては平成 26 年 11 月 4 日までとなっております。以上です。

○及川あつし委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○福井せいじ委員 まず、男女共同参画の推進について伺いたします。これまで女性が輝く社会の実現に向けて、男女共同参画をリード、サポートする人材の育成に取り組んできたということではありますが、この具体的な内容について、教えていただきたいと思えます。

○亀井特命参事兼青少年・男女共同参画課長 男女共同参画をリード、サポートする人材の育成につきましては、主にアイーナ内にあります男女共同参画センターに事業委託をしまして、研修、情報発信、相談等を実施しているところです。特に人材の育成ということでは、男女共同参画サポーター養成講座によりまして、地域における男女共同参画を推進するリーダーの育成に取り組んできているところです。これまで平成 12 年からやってきております講座で、平成 18 年からは男女共同参画センターで実施しております。今年度を終了したところで、803 人の方の認定をしているところです。

○福井せいじ委員 サポーターを認定した後、どのような取り組みをしているのか、また、サポーターが取り組んだ事業における成果があれば教えていただきたいと思えます。

○亀井特命参事兼青少年・男女共同参画課長 サポーターのこれまでの認定は 800 人以上ですけれども、既に高齢になっている方、亡くなっている方もいらっしゃるしまして、全員が活動しているという状況ではございません。昨年度、活動についてのアンケートを実施したところ、市町村における審議会において委員をされている方、それぞれ所属する団体において役員をしている方、市町村の議員になられている方等を確認しているところです。

主に、男女共参サポーターの講座を受講するときには、市町村の推薦をいただいておりますので、認定された後は市町村のほうで活動の場を提供していただくよう課長会議等でもお願いしておりまして、サポーターと市町村とが連携しながら、各市町村の男女共同参画に係るイベント等の企画、実施、発表などの活動をしていくと伺っているところです。

○福井せいじ委員 今お話を伺うと、まだまだ内的な活動にとどまっているのではないかと感じます。例えば行政関係の審議会とか、組織団体というのはどういうものか、今後女性が活躍する社会を推進するためには、民間事業者、あるいは行政から外に出た活動が必要になると思うのでありますが、そういう活動の広がりに対して、どのような取り組みを計画しているのか、もしあればお聞かせいただきたいと思えます。

○亀井特命参事兼青少年・男女共同参画課長 女性の活躍支援について、いろいろ取り上げられており、産業団体、経済団体とも連携した取り組みが必要ということで、今年度、当室におきまして、いわて女性の活躍促進連携会議を立ち上げ、官民連携した取り組みを進めながら、女性のリーダー育成とか、経営者に対するセミナーなどを実施しているところです。これについて、来年度以降も連携した動きをしていければと考えているところで

す。

○福井せいじ委員 いわて女性の活躍促進連携会議をして、どのように外に出ていくかということです。例えば民間における事業者の管理者数を設定するとか、あるいは中小企業における女性の活躍の場をどのようにつくっていくかなど、実現に向けた具体的な取り組みは、今のところはないのでしょうか。

○風早環境生活部長 まず当県では初となります産学官の連携組織を平成 26 年 5 月に立ち上げました。ここではキャリアアップのセミナーですとか、女性の手の届くロールモデルを見せるような事業などをこれから展開していきたいと考えております。そして、その中で、目標だとか、企業の見える化についても議論していきたいと考えております。

一方、政府のほうでも、この国会において、女性活躍支援の法律が検討されていると聞いておまして、報道によりますと企業に対して自主的な目標を設定して、それを公表していくというような動きもあると聞いておりますので、そういった法律も、恐らくこの秋の臨時国会で議論されて、できてくると思います。連携会議には、我々だけではなくて、国の岩手労働局や県の労働サイドも入っていただいておりますので、そういう法律の動きも見ながら、対応していきたいと考えております。

○福井せいじ委員 これからやっていくことが多いと思いますので、期待したいと思えます。また、活躍したいと思っている女性のキャリアを積む仕組み、あるいは研修をする仕組み、学びたいという思いに応える、そういった場をつくっていくことも必要だと思いますので、ぜひとも重点を置いてやっていただきたいと思っております。

もう一つ、男女共同参画という名前について、変わるのでしたか、変わらないのでしたか。

○亀井特命参事兼青少年・男女共同参画課長 男女共同参画基本法に基づくものですので、この名称について、今変わるという状況ではありません。

○福井せいじ委員 別の項目について聞きたいと思えます。地球温暖化対策の推進についてであります。これまで、県民運動の推進、再生可能エネルギーの導入促進、地域のバイオマスの総合的な利活用の促進という政策項目を挙げられておりますが、県民運動の推進の内容について教えていただきたいと思えます。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 県民運動につきましては、平成 21 年に県内の主な 54 団体で組織しております温暖化防止岩手県民会議を中心にして、取り組みを進めております。具体的に申しますと、県民会議におきましては、それぞれ家庭部会、事業者部会を組織しています。

家庭部会につきましては、地域や家庭での活動として、主に震災以降に、身近な省エネ活動を中心とする取り組みをさせていただいております。また、e c o チャレンジいわてキャンペーンの取り組みをさせていただいており、学校等については、小学校高学年を対象として、地球温暖化防止隊という取り組みで、子供たちから家庭を巻き込むような形で意識啓発をさせていただいております。

事業者部会につきましては、震災以降に、7月から9月を重点期間としまして、できることからエコチャレンジという形で、節電や再生エネルギー導入等を中心にキャンペーンをさせていただいており、各企業の中で、それぞれの省エネ活動について取り組みを促進させていただいています。また、昨年の電気料金の値上がりもありまして、今年度からは、企業のほうの電力の見える化を支援して、その上で、省エネ診断の受診のモデル事業を展開させていただいており、省エネの取り組みを促進させていただいているところです。

○**福井せいじ委員** いろいろなことに取り組んでいるけれども、キャンペーンに重きを置いているのかと感じました。省エネルギーという観点から見ると、一つは再生可能エネルギーの製造があるのですけれども、エネルギーが外に出ているという観点から見ると、省エネルギーは非常に大事なのではないかと考えております。特に岩手県においては、冬期間の暖房に使うエネルギーの消費が非常に大きいわけでありまして、これをいかに節約していくかという観点で取り組んでいくことが大事だと思うのですが、先ほどの電力の見える化についての支援というのはどのようなものか教えていただけますか。

○**高橋温暖化・エネルギー対策課長** 具体的には、事業者が総合的に電力の見える化を図るなどのエネルギーマネジメントシステムというものがあります。このシステム導入に対しての経費補償ですが、今年度はモデル事業として、まず見える化をするために、1カ月程度、電力測定を行う経費に対して上限10万円を支援させていただいていて、その上で省エネルギーセンターと連携いたしまして、省エネ診断を受診していただくというものです。

○**福井せいじ委員** 事業所においてもそういった省エネに対する取り組み、支援も必要だと思いますし、また家庭部門における省エネも必要だと思います。省エネというのはエネルギーを使わないということもありますし、そしてまたエネルギーを使わないで済むような環境づくりも必要だと思うわけです。

具体的には、エネルギーを使わなくても暖かい家をつくるということですが、そういった改修事業に対しても、今後省エネという観点では取り組む必要があると思います。ぜひともそのような支援も、岩手県として考えていただき、エネルギーの総合的な考え方、使わないで済むような考え方を推進していただきたいと思いますが、この点について、どのようなお考えをお持ちかお聞かせください。

○**風早環境生活部長** 産業、民生部門だけではなく、民生家庭部門においても、一層の省エネをしていただくことが必要だと思っております。

今後、電力会社において、各家庭でのメーターの設置が年次的に進められていくことになっておりますので、こういった状況も踏まえ、今後の運動の展開等について、温暖化防止の県民会議の場等でも議論していきたいと考えております。

○**伊藤勢至委員** 省エネについて、電気の削減ということで質問があったわけですが、3、4日前の報道で、これまでのサンマの漁法は、船で発電をして白熱光でサンマを集めて一網打尽でとっていたのです。サンマ自体が臆病な魚なものですから、白熱光で上のほうに集められるとパニックを起こして、魚体どうしがぶつかって、傷ついて余り商品価値が高

くないのですが、それをLEDの電灯に変えると、パニックを起こさずに揚がってくるし、さらにいいことには、燃費が10分の1で済むのだそうです。

ことしの秋は非常に大きいサンマでありますけれども、今揚がっているサンマは、恐らく200トンクラスの、沖合に行っている船がとってきたサンマです。19トンクラスの近海のやつは、まだ魚が下がってきていけませんので、とれないわけですが、そういった岩手県のサンマの漁船の主力である小さい船が、当然油も積んでいる量が少ないので、余り遠くに行けず、漁場が近くなってしまうのです。そういうことからいっても、10分の1の燃費で済むということは、これは燃油の節約にもつながるということから、大きな意味では熱エネルギーの削減につながっているのだと思います。

こういうことになると、環境生活部だけではなく、農林水産部と、いろいろな試験をやって、トータルとしていい方向になっていけば岩手県の水産業にとっても、まさに一石二鳥のやり方ではないかという報道があったのでありますが、そういうことを連携しながら研究をしていくというお気持ちを持っていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○**風早環境生活部長** 温暖化防止岩手県民会議には、民間の事業者の方々もお入りいただいております。漁業のお話でしたので、そういった場面で関係する農林水産部とも連携して、再生可能エネルギーだけではなくて、我々が持っている省エネの機器等についての知見などを共有しながら展開を進めていければと考えております。

○**佐々木努委員** 化製場についてお伺いしたいと思います。

私の地元、奥州市の施設でありますから、非常に残念に思っています。ここは昔からにおいすぎて、市に何度も住民からの改善要望が出されて、市も動いていたわけですが、なかなか改善されないで、つい今回こういうことが起きたということですが、8月22日に住民の通報があり、水路の汚濁がきっかけになってこのような処分につながったと思うのですが、これまで、水路の検査は、定期的に行っていなかったのでしょうか。

○**松本環境保全課総括課長** 排水の検査ですけれども、水質汚濁防止法に基づきまして、毎年定期的実施しておりました。ただ今回は、住民からの苦情もありまして、においはなくて、汚水が流れているようだということもありましたので、現場で何日間か見て、汚水が出てきたところを採水して特別に検査をしたということになります。

今までの検査の結果につきましては、特に問題がない場合が多くて、昭和50年ぐらいからやっていると思うのですが、たしか2回ぐらい基準を超えていることがあるのですが、その後は適切に修繕なり点検をして、問題がなくなれば、また水処理が可能ということになります。今回の場合はなかなか改善しなかったということもありまして、改善命令をかけさせていただいたということです。

○**佐々木努委員** そうすると、今回は水路に入った濃度の高い排水が極端に多かったか、排水施設が老朽化したとか、そういう関係で、より程度が重かったという考え方でいいわけですか。

○**松本環境保全課総括課長** 排水基準をオーバーしていることは過去にもあったのです

が、前回の基準超過の際には、それ以降、保守点検をして基準以内になっています。今回は、濃度が前回超過したときに比べて必ずしも異常な数値ということではありません。

○佐々木努委員 9月5日に警告文書を出しているということですが、実質的に操業がとまったのは9月5日ということですか。それ以降も、受け入れして、稼働していたのでしょうか。

○松本環境保全課総括課長 水質汚濁防止法による排水処理施設から基準を超えた水を排出しないようにという行政指導ですので、動物の死体の処理については指導ができていない状態でした。したがって、事業者は、排水を流さず、可能な範囲で事業を続けていたのですが、それ以降の補修について、なかなかうまくいかないこともあり、もとの水からとめていただいて改修する必要があると判断し、改善命令に至ったということです。

○佐々木努委員 行政処分の改善命令の履行期限は、いつまでになっていますでしょうか。

○松本環境保全課総括課長 履行期限は、水質汚濁防止法に関しましては平成27年1月13日、それ以外につきましては1カ月ほどということになっています。

○佐々木努委員 行政処分を行ったことで、業者も何らかの改善をするのだとは思いますが、県が業者といろいろやりとりをしている中で、改善の見込みが感じられるのか、どのような感触を持っているのか、なかなか言いづらいこともあると思いますけれども、差し支えないところでお願いします。

○松本環境保全課総括課長 改善をしていただいて、適正な処理施設になっていただいて、再開していただきたいというのが県の考えでありまして、現在、現場の保健所におきまして、事業者には適切な指導をしている段階です。まだ始まったばかりですが、今後、改善計画書などを出していただきながら、処理期限より早く改善されれば命令は解除していくこととなりますから、その辺を指導して、できるだけ早く直していただく方向で指導していきたいと思います。

○及川あつし委員長 10月17日の件は、書類上何も記載されていませんが、今言及しましたけれども、説明しなくてもいいのですか。

○松本環境保全課総括課長 改善計画については、書いてありませんけれども、改善命令に対して、どのように直していただくかということについて、10月17日までに文書で提出していただくように指導しております。

○佐々木努委員 この会社については、直接経営者と話をしたことはないですけれども、経営的にも、事業を進めていく上でも、周りに迷惑をかけないというのが本来の考え方なのですが、昔から余りこういうことを気にしないで経営を続けてきたということで、なかなか改善は難しいのではないかと話があるいろいろな関係者から聞こえてくるわけです。このことを心配して、行政処分を出したから、しっかりと改善をしてもらえるのか非常に不安に思っているわけです。できるだけ早く、改善できるのであれば改善してほしいけれども、難しいのであれば、県としてその辺も踏まえて、毅然とした対応をとっていただかないと、この問題は解決しないと思うので、しっかりと取り組んでいただくこと

を要望したいと思います。

○**風早環境生活部長** この化製場につきましては、まず排水が適正な水準を上回って違法な状態になっていたということで、水質汚濁法に基づいて行政指導、それから行政処分に至ったという状況です。あわせて化製場等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、奥州市に権限が移譲されている悪臭防止法、関係する条例についての命令もかけさせていただいたという状況です。

いずれにしても、現場職員が指導を継続しておりますので、法令にのっとり、奥州市とも連携をとりながら適切に対応していきたいと考えております。

○**佐々木努委員** もう一点、全然違うことを質問させていただきますが、11月にいわて若者文化祭が開催されるということで、関心を持って見ているわけですが、準備の進捗状況とか、どういう催し物が行われるのか、教えていただければと思います。

○**千葉NPO・文化国際課長** いわて若者文化祭ですけれども、平成26年11月15日、16日の両日をメインの日といたしまして、プラザおでって、ななっく、肴町商店街といったような会場で開催するというようにしています。

参加を募集しましたところ、70団体以上の方々に御参加いただけるということです。もう少しふえるかもしれませんけれども、主なものとしては、食でありますとか、メディアコンテンツなどの展示、若者のダンス、あるいは今までの作風を少し変えたような新しいデザインを取り入れた形の伝統芸能など、ステージ発表と展示という2本柱で行いたいと考えています。

15日には、金ヶ崎町の出身でアニメ声優の桑島法子さんという方がいらっしゃるのですが、その方に若者文化について少し語っていただく時間をつくるとか、そういったような催しもやりたいということで、進めているところです。

○**佐々木努委員** 非常にいい取り組みだと思います。これからどんどんPRを進めていくのだと思いますが、どんな形でされていく予定でしょうか。

○**千葉NPO・文化国際課長** 周知の方法ですけれども、最初は、テレビの広告やポスターなどがいいのではないかと案もあったのですが、それはもちろんこれから掲示していくのですけれども、もう一つ、若者文化ということで、テレビよりもメールやインターネットなどのソーシャルネットワークシステムによる発信のほうを見るのではないかとという声もありますので、両方あわせた形で広く周知を行っていきたいと考えているところです。

○**佐々木努委員** 盛岡市内で開催されるとなると、どうしても盛岡市周辺の若者が対象になりがちな感じがしますが、県南にもたくさん若者はいますし、ぜひ全県の若者が関心を持って参加できるようなPRも含めて取り組みを行っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。部長の所感があればお願いします。

○**風早環境生活部長** いわて若者文化祭の内容につきましては、今、最終的な詰めを行っている段階で、具体のイベントのイメージとか、まだ明確に申し上げられませんが、なる

べく早く決めた上で、しっかりと周知も行っていきたいと考えております。

○**名須川晋委員** 東北油化が稼働停止して5日くらいでしょうか、花巻市に太田油脂がありますが、化製場の原料は、どこに回っているのか、どれぐらいの量がふえているのかお知らせください。

○**及川あつし委員長** 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**及川あつし委員長** 再開します。

○**小島食の安全安心課長** 東北油化の停止に伴います原料について、詳細な量につきましては把握してございませんけれども、岩手畜産流通センターから聞いているところによりますと、東北油化に割り当てられていた原料の分が太田油脂と、県外にそれぞれ振り分けられていると伺っております。停止になりました後に、中部保健所に太田油脂の状況を確認していただいておりますけれども、牛、豚、10トン程度ふえているようです。全体の処理量の割合で申しますと、処理能力が7割程度でおさまっているという状況ですし、臭気につきましても、今のところ従前と変化がないと確認しています。

○**名須川晋委員** いずれ太田油脂も同じ問題を抱えておりますので、県としましても監視体制をきちんとしていただきたいと思います。また、一定程度病気で死ぬ動物が出てくると思いますが、畜産業への影響がないのでしょうか。

○**小島食の安全安心課長** 確かに死亡牛、特定危険部位につきましては、太田油脂では処理ができませんので、これをどのようにするかという問題が生じてまいりますけれども、現在農林水産部で、ありとあらゆる可能性を含めて検討していると伺っております。

○**木村幸弘委員** 化製場の問題ですけれども、まず一つは、今回の東北油化の行政処分も非常に重いものですが、過去を含めて、東北油化の浄化処理施設に対する支援などは、どのような形で行われてきたのか、今この施設がどういう実態にあって、今回の行政処分につながっているのか、改善の見通しをどう見るかという部分で、事業所の経営姿勢や過去のいろいろな勧告や改善に対してどう対応されてきたのかをきちっと見きわめていく必要があるのではないかと思いますので、その辺についてはどのように考えていますか。

○**松本環境保全課総括課長** これまで特定施設のうちの水処理施設につきましては、特に環境サイドからの補助金などの支援はありません。BSEなどが話題になったときに、農林水産関係の事業が入っていたと聞いております。

○**木村幸弘委員** 結局今回こういう行政処分が出されたことによって、花巻市の太田油脂の関係もあるのですけれども、レンタル業全体と、畜産振興の関係から、いろいろなかかわりの中で、この取り扱いについて、慎重に対応していかなければならない部分もあるかと思えます。規制する側の視点からいえば、住民に対して悪影響を与えるような事業運営というのは、厳しく対応していくというのはそのとおりだと思うのです。それは太田油脂でもいろいろな問題を起こした際には厳しい行政指導などを行ってきた経過があり

ます。

一方では、屠畜残渣の処理にかかわって、産業振興上の重要な施設であるという一方、農業団体を初めとしたさまざまな分野からいけば、畜産振興にかかわって、非常に重要な施設であるという指摘もありますが、今回の行政処分を判断する経過や過程の中で、奥州市や農林水産部畜産課などと、その影響などを含めたいろいろな協議等があったのではないかと思いますのですけれども、その辺はどのような連携がとられているのかお伺いします。

○及川あつし委員長 質疑の途中ですけれども、この際昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○及川あつし委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○亀井特命参事兼青少年・男女共同参画課長 先ほど男女共同参画に関しまして御質問をいただいた際、男女共同参画サポーターの認定者数を803人と話したところですが、805人でしたので、修正いたします。

○及川あつし委員長 では、引き続き木村委員の質疑に対する答弁から入ります。

○松本環境保全課総括課長 畜産サイドとの連携につきましては、今回の東北油化に関し、化製場等に関する関係連絡会議を設けまして、畜産サイド、市役所、当課を含めた環境関係の課が情報を共有しております。また、今回の事案につきましても、違反を超過した段階から畜産サイドに情報を提供するなどの連携を図っているところです。

○木村幸弘委員 そういった横の連携の中で、改善と再開に向けていろいろと取り組むことが重要だと思います。ともすると規制する側と、産業振興上のかかわりを持つ畜産振興の立場と、お互いの守備範囲の中にとどまってしまって、堂々めぐりとまでは言いませんけれども、にっちもさっちもいかないということになっても困るわけですし、それが全体の中に影響を及ぼすことのないように、十分考えていただきたいと思います。

いずれにしても、最終的に事業者が本当に再開をしようという意思をしっかりと持っているのかどうかはまず一番だと思うのですが、そこに向けて何を改善すべきなのか、改善をするためには何が必要なのか、設備投資も含めた施設整備に問題があるというところまで議論が及んだ場合にどうするのか、いろいろな観点でしっかりと対策を講じていかなければならないと思っていますので、連携をとりながら、十分に情報を密にして、早期の解決を目指していただきたいという意見として申し上げたいと思います。

○伊藤勢至委員 県民生活を守るという観点から、脱法ドラッグ、今は危険ドラッグと言うようでありますけれども、それについてお伺いしたいと思います。

これは、ハーブということで流通しているようでありますけれども、人間の意識が混濁してしまう状況になります。それを吸引して車を運転して死傷者を出す事件が数件報道されていきました。また、先般はタクシーの運転手がとんでもない運転をして警察に突き出さ

れて、調べた結果、やはりそういうものを吸引していたということでありまして、東京都では新宿界隈に相当お店があるようでありまして、ネットでも流通しているということのようであります。

転ばぬ先の杖ということもありますので、警察の協力も必要だと思いますけれども、そういったものが岩手県に流入、あるいは取得するものを水際でとめていかないと、日本の刑法は加害者に優しく、被害者にどうも重きをなしていないようで、そういう形で命を失うことになれば、犬死にと言ってもいいのだらうと思っていますので、流通させないような努力をしていかなければならないと思うのですが、何か対策、対応はされているのでしょうか。

○及川あつし委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○及川あつし委員長 再開します。

それでは、先ほどの答弁をお願いします。

○中野県民生活安全課長 本県においては、まだ脱法ドラッグによる交通事故については発生していないということで聞いております。それから、秋の全国交通安全運動というのを9月21日から30日まで行いましたけれども、この中で脱法ドラッグについても絶対吸わないようにとか、使って運転しないようにと、注意喚起をしているところです。

○及川あつし委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 なければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。環境生活部の皆様は退席されて結構です。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。

初めに、議案第1号平成26年度岩手県一般会計補正予算(第3号)第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費及び第4款衛生費のうち、それぞれ保健福祉部関係及び議案第2号平成26年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第2号)、以上の2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○紺野副部長兼保健福祉企画室長 議案第1号のうち保健福祉部関係の補正予算について御説明申し上げます。議案第1号平成26年度岩手県一般会計補正予算(第3号)のうち、当部関係の歳出補正予算額は、3款民生費7億4,364万7,000円の増額のうち、2項県民生活費を除く7億808万5,000円の増額と、4款衛生費10億8,936万円の増額のうち、2項環境衛生費を除く9億677万8,000円の増額で、合わせて16億1,486万3,000円の増額補正です。当部関係の補正後の歳出予算総額は、今回補正のない当部関係災害復旧費等を含め、1,359億2,313万7,000円となります。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げます。

3 款民生、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 2 億 1,646 万 5,000 円の増額の主なものですが、説明欄上から 3 番目、生活困窮者自立促進支援モデル事業費補助は、生活困窮者の自立を支援するため、市が実施する相談支援等に要する経費を補助しようとするものであり、新たに 4 市から事業実施の要望があったことから所要額の補正を行おうとするものです。

次の共生型福祉施設整備費補助は、市町村等が設置する高齢者、障がい者及び子供等がともに利用でき、身近な地域で必要な福祉コミュニティの活性化に資する施設の整備に要する経費の一部を補助しようとするものであり、新たな施設整備の要望がありましたことから所要額の補正を行おうとするものです。

2 目障がい者福祉費 1,111 万 4,000 円の増額の主なものですが、説明欄の一番下、障害者支援施設等耐震化等整備費補助は、社会福祉法人等が建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき行うスプリンクラー整備を促進するために要する経費の一部を補助しようとするものであり、新たに 7 施設の追加要望がありましたことから所要額の補正を行おうとするものです。

3 目老人福祉費 1 億 3,461 万 2,000 円の増額は、被災地の健康支援を行うための事業等に要する経費の財源に充てるため基金の積み増しを行おうとする介護サービス施設整備等臨時特例基金積立金です。

7 目社会福祉施設費 554 万 7,000 円の増額は、ふれあいランド岩手管理運営費で、施設の維持管理に要する経費であり、施設の修繕等を行う必要が生じたことから所要額の補正を行おうとするものです。

次に、3 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 2 億 5,925 万 9,000 円の増額の主なものですが、子育て支援対策臨時特例事業費のうち、保育所等施設整備費補助は、子供を安心して育てるための環境整備を図るため、市町村が行う保育所の施設整備に要する経費を補助しようとするものであり、保育所等緊急整備について新たに 1 カ所の追加要望がありましたことなどから所要額の補正を行おうとするものです。

次の保育緊急確保事業費補助は、子ども・子育て支援制度への円滑な移行を図るため、新制度における施設型給付などに関する事業や地域子ども・子育て支援事業等を先行的に行おうとするものであり、一時預かり事業について市町村から実施箇所の追加要望がありましたことなどから所要額の補正を行おうとするものです。

3 目母子福祉費 54 万円の増額は、児童福祉手当支給事業費で、児童扶養手当法の一部が改正されたことに伴い、児童扶養手当システムの改修を行う必要が生じたことから所要額の補正を行おうとするものです。

4 目児童福祉施設費 7,684 万 2,000 円の増額の主なものですが、いわて子どもの森管理運営費は施設の維持管理に要する経費であり、施設の修繕等を行う必要が生じたことから所要額の補正を行おうとするものです。

次に、4 項生活保護費、1 目生活保護総務費 16 万 9,000 円の減額は指定医療機関等指導

管理費で、就労自立給付金の創設に伴う市のシステム改修に要する経費の補助を増額するとともに、生活保護費の支給において県が運用している生活保護電算システム改修費が当初見込みを下回ったことから減額しようとするものです。

次に、5項災害救助費、1目救助費 387万5,000円の増額の主なものですが、説明欄上から2番目、被災者生活再建支援金支給補助は、被災者生活再建支援法の適用外となる市町の住宅被害世帯等に対し、生活の再建を支援するため、市町が助成を行う経費に対し補助しようとするものであり、市町の助成見込額が増加したことから所要額の補正を行おうとするものです。

次に、4款衛生費、1項公衆衛生費、1目公衆衛生総務費 7,642万円の増額の主なものですが、説明欄上から2番目、被災地健康維持増進費は、東日本大震災津波により被災した応急仮設住宅入居者等に対して、脳卒中や高血圧症を初めとした生活習慣病の予防対策の経費であり、被災者に対し脳卒中等の予防対策を強化するため所要額を補正しようとするものです。

2目結核対策費 783万1,000円の増額は、結核健康診断、予防接種及び結核医療費で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、結核健康診断等の経費であり、結核患者にかかわる医療費が増加したことから所要額を補正しようとするものです。

3目予防費 2億8,118万5,000円の増額は特定疾患対策費で、特定疾患等に係る医療費等を給付することにより、患者の医療費の負担軽減を図るものであり、難病対策の法制化に伴い平成27年1月から医療費助成の対象者数等が増加することから所要額を補正しようとするものです。

次に、4目精神保健費 1,008万円の増額は、自殺対策緊急強化事業費で、相談支援体制の整備、人材養成、普及啓発など緊急的な自殺対策を推進する経費であり、普及啓発事業などの強化に伴い所要額を補正しようとするものです。

次に、4項医薬費、1目医薬総務費 4,033万円の増額ですが、管理運営費で過年度の国庫補助金等の事業費確定に伴う国庫支出金返還金に要する経費の増額による補正です。

2目医務費 4億3,840万4,000円の増額の主なものですが、いわてリハビリテーションセンター管理運営費は、施設の維持管理に要する経費であり、充実したリハビリテーションを提供するため医療機器等の整備設備の更新を行う必要が生じたことから、所要額の補正を行おうとするものです。

次の障がい者歯科医療対策費は、障がい者の歯科診療体制の整備を行い、県内の障がい者の歯科診療を確保しようとするものであり、医療機関に対し障がい者の歯科診療に係る研修会等を実施する必要が生じたことから所要額を補正しようとするものです。

次に、医療勤務環境改善支援事業費補助は、医師、看護師等の離職防止や医療安全の確保を図るため、計画的に勤務環境改善に向けた取り組みを行う医療機関を総合的に支援する体制を構築しようとするものであり、医療機関より勤務環境改善のため休憩室の設備整

備などの要望があったことから所要額の補正を行おうとするものです。

次の院内保育所施設設備整備費補助は、子供を持つ看護職員の離職防止と再就職支援の促進を図るため、医療機関が行う病院内保育所の立ち上げに係る施設整備及び設備整備に要する経費に補助しようとするものです。

次に、病床転換施設設備整備費補助は、地域リハビリテーション体制を構築するため、回復期リハビリテーション病棟の増床に要する経費について補助しようとするものです。

3目保健師等指導管理費4,794万6,000円の増額は、看護職員確保対策費のうち看護師宿舎施設整備費補助は、看護職員等の確保、定着を図るため医療機関の行う寄宿舍の整備に要する経費について補助しようとするものです。

4目薬務費458万2,000円の増額は、薬局等健康情報拠点推進事業費で薬局の薬剤師を活用し、残薬管理や健康情報の拠点づくりを推進しようとするものです。

次に、議案第2号平成26年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。母子寡婦福祉資金特別会計の歳入歳出予算の補正額は、それぞれ2億2,129万1,000円の増額であり、補正後の予算総額は5億3,836万8,000円となるものです。便宜予算に関する説明書により説明させていただきます。

歳入、2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金2億2,129万1,000円の増額は、前年度の母子寡婦福祉資金特別会計からの繰越金の確定見込みによるものです。歳出の1款母子寡婦福祉資金貸付費、1項貸付費、1目母子福祉資金貸付費は2億549万1,000円の増額、2目寡婦福祉資金貸付費は1,580万円の増額、これらにつきましても歳入の繰越金の確定見込みによる増額です。

以上が保健福祉部関係の補正予算の内容です。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○及川あつし委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○福井せいじ委員 2目医務費の在宅歯科診療設備整備費補助の内容について教えていただきたいことと、次の医療勤務環境改善支援事業費補助、これは休憩室等の整備というお話しでしたが、もう一度内容の詳細について教えていただきたいと思います。

○高橋地域医療推進課長 在宅歯科診療設備整備費補助につきましては、在宅歯科診療を担っていただいております歯科医療機関に対して必要な医療機器等を整備することにより、質の高い在宅歯科診療の提供を図ろうとするもので、当初予算で4歯科医療機関分の予算を計上していたところですが、今回新たに6歯科医療機関を加えまして、合計10歯科医療機関分の整備を図ろうとするものです。在宅歯科診療設備としては、今のところ、可動可搬式の歯科用のユニットであるとか、ポータブルのレントゲンであるとか、そういったものを各医療機関が整備するものに対して補助するもので、1カ所当たりの基準額363万8,000円うち、3分の2の242万5,000円を助成するものです。

○葛尾医務課長 医療勤務環境改善支援事業費補助につきましては、医療勤務環境を総合的に改善するという趣旨の事業で、例えば空調設備の整備ですとか、そういった類いの機

器なども対象にしているところです。

○**福井せいじ委員** 空調設備の設置というのは、休憩室におけるものでしょうか。従来までなかったところも多かったということでしょうか。また、どこの休憩室かも確認したいと思います。

○**葛尾医務課長** 病院の要望がありましたのは、各病院内の看護師の休憩所などの空調設備で、それに向けたものです。

○**及川あつし委員長** 県立病院にですか。

○**葛尾医務課長** 要望がありましたのは、県立病院ではなく、奥州市にある民間の病院です。

○**福井せいじ委員** 民間病院ということですが、県立病院においてはそういったことはないということでしょうか。県立病院においては、休憩室の整備や空調の整備はもう行われているということでしょうか。

○**及川あつし委員長** 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**及川あつし委員長** 再開します。

○**野原医療政策室長兼医師支援推進室長** この事業につきましては、公立、民間問わずに対象と考えているものですが、公立病院に関しましては、ある程度、設備整備が整っているものと理解しています。勤務環境改善については、病院でそれぞれ御努力されていると思うのですが、実は患者の環境はきちっと法令等によって定められているのですが、医療従事者の勤務環境は、病院によってさまざま課題があると思っています。その点、看護師の休憩所にとどまらず、さまざまな勤務環境を整えるための改修などを想定した形で事業に盛り込んでいるところです。

○**福井せいじ委員** 今医療従事者の確保というものは大きな課題になっていると思うのですが、こういったところからも万全な環境を整えてあげていただきたいと思います。休憩しているときに、暑くてかえって疲れるというのは、休憩に当たらなくなってしまうと考えられますから、そういったこともぜひ考慮していただきたいと思っています。

もう一つ、在宅医療についてお聞きしたいのですが、今厚生労働省の方針で在宅医療の促進が図られておりますが、問題になっているのは在宅医療の訪問医師の確保、あるいはそれに伴う看護師の確保が非常に難しいということをお聞きしております。県内で在宅医療における訪問医師数はどれくらいか、事業所はどれくらいか、看護師は十分に確保されているかをお聞きしたいと思います。

○**高橋地域医療推進課長** 在宅医療を担っていただいております訪問診療を行う医師の数につきましては、実はいろいろな往診をされたり、あるいは訪問診療をされたりといったようなことがありまして、数として押さえているところではありません。ただし、在宅医療を行うということで、在宅療養支援診療所が診療報酬上の位置づけとしてありまして、

そちらの数といたしましては、若干古くて恐縮ですが、平成 24 年の時点で、県内では 83 カ所の診療所が在宅支援診療所として届け出されているところです。

また、看護師につきましても、訪問診療に当たっている看護師、あるいは訪問看護を行っている看護師の総数として押さえているところではありませんけれども、今年度、在宅医療の関係で郡市の医師会であるとか、市町村を回らせていただいているいろいろお聞きしたところでは、看護師については大変不足している、あるいは訪問看護が少ないと、なかなか事業者として参入していただけないといったような状況にあるということです。

○福井せいじ委員 今は在宅医療ということで、制度的には推進していると思うのですが、担い手が非常に希薄だとか、地域によっては体制がとれないところもあるのではないかと危惧しております。知人の医師から聞いたところによりますと、昼は非常に忙しい勤務を終えた後、夜往診という形で患者を回っていて、非常に時間がとれないということを伺っております。そういう意味で、地域において、在宅医療を支えていく上で問題となっているものはないのか、岩手県内において、厚生労働省が進めていく在宅医療に対し、十分にその体制がとれているのかお聞きしたいのですが、いかがでしょう。

○高橋地域医療推進課長 在宅医療の実施体制について、国が求めておりますのは、地域包括ケアシステムの中で、急性期の医療から在宅に戻っての医療、あるいは介護まで切れ目なく提供される体制というところです。そういった観点で、県内各地で地域包括ケアに取り組む中、各地で医療の確保についても取り組まれているものと考えていますけれども、医師の方が忙しい、そもそも医師がそんなに多くない状況の中で、なかなか訪問診療なり往診なりに時間が割けないといったようなことをおっしゃる医師もあるのは事実だと認識しています。

ただし、その中にありましても、例えば医師が少ないところであれば、逆に中核となる国民健康保険の診療所であるとか、病院であるとか、そういったところを中心に、在宅においても、急性期においても地域で医療をどうするかといったような、いろいろな取り組みが進められてきているところもあると認識しています。

一方で、都市部におきましては、訪問診療といったようなもので対応していくことも必要かと思っておりますが、例えば盛岡市や釜石市などにおきましては、そういった役割分担をコーディネートする連携拠点の取り組みがありますほか、地域によっては個々の開業医の方がグループを組んで、お互いに補い合いながら、例えば出張に行く場合は誰々に頼むといったようなことをしながら取り組んでいる状況もあると認識しています。

ただ、全体的に十分かと言われると、まだまだ十分ではないと考えておりましたので、地域包括ケアシステムを構築する中で取り組むべきものと認識しておりますので、今後市町村と一緒に進めてまいりたいと考えているところです。

○木村幸弘委員 医療勤務環境改善支援事業費補助について、少し詳しく聞きたいのですが、特に公立、民間を問わずというお答えでしたけれども、具体的にはどこまでの範囲の医療機関に対して、支援が行われることになるのかお尋ねしたいと思います。

それから、新規の院内保育所施設整備補助ですが、現在さまざまな医療機関における院内保育所の整備状況はどうなっているのか、全く新規に取り組みれることによって、新たに保育所の整備がスタートするという事なのか、その辺の位置づけを含めてお願いしたいと思います。

○葛尾医務課長 医療勤務環境改善支援事業の対象については、公立、民間を問わず広く考えているところですが、新しく制度をつくるということもありまして、今後詳しい要件を詰めていくということで考えています。

院内保育所施設整備補助については、従前国庫補助事業がありまして、要望があった都度補助事業を活用して整備をしているところです。今年度、国庫補助がなくなって、国の新しい基金による支援制度ができるということがありまして、新規として予算要求をさせていただいているところです。

過去におきましても施設整備は進んでいる状況です。

○木村幸弘委員 いずれ医療環境改善支援事業費は必要なことだろうと思うのです。今回奥州市の民間病院がそういう整備を行うことになったということも、それはそれでいいのですが、どこまでの範囲なのか、開業医も含めて、どういったところにまでこの事業が及ぶのかということについては、やはりきちんと規定が必要だと思います。これからこれを前例にするというのであれば、この奥州市の民間病院がどういう規模でどのような状況の中でこのような支援を行わなければならないのか等、もう少し丁寧な説明をしていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

それから、院内保育の関係は、これからの子育て支援を含め、病院従事者のいろいろな環境整備を進める上でも非常に大事なことだろうと思うのですが、実態や、現状に合わせた施設の整備であるとか、その中での課題等も含めた事業の位置づけをしっかりとしておくべきだろうと思うのですけれども、改めてそこをお聞きしたいと思います。

○野原医療政策室長兼医師支援推進室長 医療勤務環境改善支援事業費ですけれども、医療従事者の勤務環境をきちっと整えなければならない背景があります。これは、医師にとどまらず看護職員、その他事務職員を含めてです。特に女性が多い職場ですので、勤務環境をきちっと整えていかななくてはならないということで、各病院に勤務環境改善計画を立てていただくことを条件に、補助率を少し上げる形で考えているもので、対象経費といたしましては、看護師詰所や処置室等の増改築、改修に要する工事費でありますとか、休憩室等の勤務環境の整備、また、診療報酬以外のものを想定していますけれども、その他医師、事務補助者の配置、人件費など、ある程度柔軟に勤務環境の改善に資するものということで、考えていまして、これから各県内の事業者にも改めて紹介いたしまして、制度設計をした上で詰めてまいりたいと考えております。

院内保育については、民間も含めて整備が進んでいるものと理解しています。これは、女性が多い職場であることから、院内保育のニーズが非常に多いと承知しています。そうした中であって、公立病院、県立病院のほうはかなり進んでいるわけですが、民間

や院内保育といった勤務環境の向上を狙いまして、この事業を新たに設けたものです。こちらにつきましても、医療機関のほうには勤務環境改善計画を策定していただくということを求めているものです。

○木村幸弘委員 どの辺までの医療機関に対してという定めは全くないのですか。診療所も含め開業医等において、休憩室等を含めたいろんな改善計画が提出された場合には、全てが対象にしてもいいような話になっているのではないかと思うのですが、もう少し厳格な基準が必要ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○及川あつし委員長 答弁が矛盾するような気もするので、整理してお願いします。

○野原医療政策室長兼医師支援推進室長 医療機関の中でも、夜勤などを伴うような看護師が24時間きちっと働いていらっしゃる病院などを想定した運用設計を考えています。院内保育につきましても、夜勤があるとか、勤務帯が不規則な施設を想定しています。県内、民間ですと70カ所ぐらいになろうかと思えますけれども、そういったところを想定しているものです。

○根子保健福祉部長 補足させていただきますが、この二つの事業ですけれども、新たに制定されました医療介護総合確保推進法がありまして、これに基づく国との協議の中で、人材確保という視点から、こういう事業を行いたいということで、内々了解を得たところですので。今年度事業ですので、できる限り早く実施したいことから、9月補正に提案したという状況です。細かい話はもう少し詰めますけれども、いずれこういった形の趣旨が達成されるような要綱を定めながら進めてまいりたいと考えております。

○及川あつし委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第14号、議案第16号、議案第17号及び議案第19号についてであります。これらは子ども・子育て支援新制度に関する法令上の改正等に伴う条例改正議案であり、以上4件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○南子ども子育て支援総括課長 本日御説明申し上げます議案第14号、第16号、第17号及び第19号の4本の条例案につきましては、子ども・子育て関連3法の施行に伴い関係

条例を整備するものであり、相互に関連しておりますことから、初めに子ども・子育て関連3法の概要等について御説明を申し上げます。

子ども・子育て関連3法の概要についてであります。子ども・子育て関連3法は、平成24年8月に成立し、平成27年4月1日の施行を予定しているものであります。

まず、子ども・子育て支援法についてであります。この法律は従前、認定こども園、幼稚園、保育所でそれぞれ異なっていた利用手続及び財政措置を施設型給付として一本化するものであります。

次に、認定こども園法の一部を改正する法律についてであります。これは認定こども園のうち、幼保連携型認定こども園の認可の手続等が新たに規定されたものであります。従前は、幼保連携型認定こども園の設置には幼稚園の認可、保育所の認可及び幼保連携型認定こども園の認定の三つの手続が必要でありましたが、幼保連携型認定こども園が学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ新たな施設種別とされ、幼保連携型認定こども園の設置の認可のみで設置が可能となるものであります。

また、県条例の改正等の対応についてであります。幼保連携型認定こども園の設置の認可等に当たっては、県が条例で設置する審議会その他の合議制の機関に対する諮問が必要とされたところであります。本県においては、平成25年11月に子ども・子育て支援法に基づき設置した岩手県子ども・子育て会議を認定こども園法に基づく審議会、その他の合議制の機関とするため、岩手県子ども・子育て会議条例の一部を改正するものであります。

また、条例で幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める必要があることから当該条例を制定し、現行の認定こども園の認定の要件を定める条例から幼保連携型認定こども園に係る規定を削除するものであります。

次に、関係法律の整備に関する法律についてであります。幼保連携型認定こども園について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持たせること等のため、児童福祉法等の関係法律55本の規定が整備されたものであります。このうち児童福祉法の改正においては、幼保連携型認定こども園を児童福祉施設に位置づけるほか、保育所に係る利用手続及び財政措置が子ども・子育て支援法に基づく施設型給付に移行すること等に伴い所要の整備が行われたものであります。

また、県条例の改正の対応についてであります。児童福祉法の改正等に伴い、保育所に係る国が省令で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、それに伴い、県の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うものであります。

次に、子ども・子育て支援新制度の施行後における子ども・子育て関連3法による子育て支援の体系についてであります。まず、財政措置についてであります。従前の幼稚園に対する私学助成、保育所に対する保育所運営費負担金にかえて、子ども・子育て支援新制度の施行後においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じ、共通の施設型給付によ

る財政措置が講じられることとなるものであります。ただし、幼稚園につきましては、子ども・子育て支援新制度に移行せず、従前の私学助成による財政措置を選択することが可能とされているところであります。

また、認定こども園の体系の変更についてであります。幼保連携型認定こども園につきましては、これまでの認定こども園の認定を受けた幼稚園及び保育所から、幼保連携型認定こども園という新たな施設種別として法定化されるものであります。

次に、子ども・子育て関連3法の制定に伴う県条例の改正等の概要についてであります。今回3本の条例の改正及び1本の条例の制定を行うものであります。保育所認可基準の改正、幼保連携型認定こども園の認可基準の制定及び認定こども園の認定要件の改正については、国が定める基準の制定及び改正に伴い、県が条例で定める基準を制定及び改正するものであります。国の基準を超える県独自の基準を設ける必要性が認められないことから、いずれの条例におきましても、国の基準と同様の内容とするものであります。

以上が子ども・子育て関連3法の施行に伴う関係条例の整備の概要であります。このうち新たに条例で基準を定める幼保連携型認定こども園に係る現行の認定要件と新たな基準の概要について、御説明申し上げます。

新たな幼保連携型認定こども園の基準と現行の基準の適用状況であります。新たな幼保連携型認定こども園におきましては、現行の幼保連携型認定こども園に適用されている基準及び現行の幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園または保育所のいずれかに適用されている基準を引き続き適用するものであります。国が定める設置基準は、現行の幼保連携型認定こども園に適用されている基準を基礎とした上で、幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項については、より質の高いサービスを提供できる体制を整備するとの観点で策定されたものであります。

次に、経過措置であります。認定こども園法改正法の施行日において、新たな幼保連携型認定こども園の設置の認可があったものとみなされた現行の幼保連携型認定こども園につきましては、職員配置の基準が5年間、設備等の基準が当分の間、現行の基準を適用することができる等、新制度への円滑な移行を図るための経過措置を設けるものであります。

各基準の詳細については、説明を省略させていただきます。

以上が子ども・子育て関連3法の施行に伴う関係条例の整備の概要であります。これを踏まえまして、個別の条例の御説明をさせていただきます。

議案第14号岩手県子ども・子育て会議の条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

改正の趣旨であります。岩手県子ども・子育て会議の幼保連携型認定こども園の設置等の認可、認可の取消し等に関する事項を調査審議させようとするものであります。

条例案の内容であります。岩手県子ども・子育て会議に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定により審議会その他の合議制の機関

の権限に属させられた事項を調査審議させるため、設置根拠に認定こども園法第 25 条を加えるものであります。なお、認定こども園法の規定により、県が新たな幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業の停止等の命令、認可の取り消し等を行う場合は、認定こども園法第 25 条に規定する審議会の意見を聞かなければならないこととされているところであります。

最後に、施行期日等でありますが、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行しようとするものであります。なお、法改正の施行の前において、新たな幼保連携型認定こども園の設置の認可申請がなされた場合に備え、岩手県子ども・子育て会議は、この条例の施行の前においても、幼保連携型認定こども園の設置の認可に係る諮問に関する事項を調査審議することができることとするものであります。

続きまして、議案第 16 号児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

改正の趣旨でありますが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、児童福祉法の一部が改正されたこと等に伴い、保育所である認定こども園の保育士の配置基準を改める等所要の改正をしようとするものであります。

条例案の内容でありますが、まず第 79 条関係は、福祉型児童発達支援センターに置くべき職員のうち機能訓練担当職員については、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に置くものとしようとするものであります。

次に、附則第 10 項目関係は、保育士の算定に関する経過措置を受けることができる保育所の基準を改めるものであります。保育所に置くべき保育士の数については、当該保育所に入所する児童数に応じ、必要となる保育士の数を算定することとされているところであり、これまで保育士を確保することが困難な場合や保育所での保健師、看護師の配置を促進させるための措置として、乳児 6 人以上を入所させる保育所については、保健師または看護師を 1 人に限って保育士とみなすことができることとしていたところでありますが、当該措置を受けることができる乳児の数の基準を 6 人以上から 4 人以上に緩和し、より小規模な保育所においても当該措置を受けることが可能とするものであります。

次に、第 16 条関係は、保育所が子ども・子育て支援法の対象施設の要件を満たすよう保育所における重要事項に係る規定の基準を設けるものであります。なお、第 16 条関係以降につきましては、子ども・子育て関連 3 法の施行に伴う関係条例の整備に関連するものであります。

次に、第 44 条関係は、認定こども園である保育所に置くべき保育士の配置基準を削るものであります。これは質の高いサービスを提供する観点から、認定こども園である保育所においても通常の保育所と同様の保育士の配置基準を適用するものであります。

次に、第 48 条関係は、認定こども園である私立保育所に入所する児童の選考の基準に係

る規定を削り、保育所を運営する者は、みずからその業務の質の評価を行い、常に業務の改善を図ること等について定めるものであり、また第 49 条の関係は、認定こども園である私立保育所の利用料に関する基準に係る規定を削除するものであります。

次に、附則第 2 項から附則第 6 項関係は、現行の幼保連携型認定こども園を設置するために、幼稚園が新たに設置等をする保育所に係る保育室の面積要件の緩和や保育士の配置基準の緩和等の経過措置を削るものであります。今般削除する施設に関する経過措置は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の附則において必要な手当てがなされるものであります。また、保育士の配置基準に係る経過措置は、知事の承認を受けた幼稚園の教諭を保育士とみなすことができる旨定めた規定であります。認定こども園法の改正法の規定により、施行日から起算して 5 年間は一方の資格を有していれば保育教諭となることのできる等の規定が置かれ、これについても必要な手当てがなされるものであります。

次に、第 14 条及び第 19 条関係は、児童福祉法の改正等に伴い、保育の実施を保育の提供に改めるなど所要の整備を行うものであります。

最後に、施行期日であります。子ども・子育て法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行しようとするものであります。子ども・子育て関連 3 法に関係しない第 79 条関係及び附則第 10 項関係は公布の日から施行しようとするものであります。

続きまして、議案第 17 号幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例について御説明を申し上げます。

制定の趣旨であります。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 13 条第 1 項の規定により、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めようとするものであります。

条例案の内容であります。まず第 1 条関係は、趣旨について定めるものであり、この条例が認定こども園法第 13 条第 1 項の規定により、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めることを規定するものであります。

次に、第 2 条関係は、学級編成の基準について定めるものであり、省令に規定するところにより、満 3 歳以上の園児について、教育課程に基づく教育を行うため学級編成することとするものであります。

次に、第 3 条関係は、職員及びその員数等について定めるものであり、園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置基準等を定めるものであります。

次に、第 4 条関係は、施設及び設備の一般的基準について定めるものであり、幼保連携型認定こども園の位置は、通園の際の安全が確保されている場所にこれを定めなければならないことなどについて定めるものであります。

次に、第 5 条関係は、園舎及び園庭について定めるものであり、学級数及び園児数に応

じた園舎及び園庭の面積の基準等を定めるものであります。

次に、第6条関係は、園舎に備えるべき設備について定めるものであり、保育室、遊戯室等の園舎に備えなければならない設備や園児数に応じた面積基準等を定めるものであります。

次に、第7条関係は、園具及び教具について定めるものであり、学級及び園児の数に応じた必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならないこととするものであります。

次に、第8条関係は、教育週数並びに教育及び保育を行う時間について定めるものであり、毎学年の教育週数は39週を下回ってはならないこと等について定めるものであります。

次に、第9条関係は、履修困難な教科の学習について定めるものであり、園児が心身の状況によって履修することが困難な教科については、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならないこととするものであります。

次に、第10条関係は、子育て支援事業の内容について定めるものであり、子育て支援事業が必須であること等について定めるものであります。

次に、第11条関係は、掲示について定めるものであり、建物または敷地の公衆の見やすい場所に当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならないこととするものであります。

次に、第12条関係は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用について定めるものであり、園児の人権への配慮、虐待の禁止等について定めるものであります。

次に、施行期日等ではありますが、附則第1項関係は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行しようとするものであります。

最後に、附則第2項から附則第9項関係は、所要の経過措置について定めるものであり、法の施行の日において幼保連携型認定こども園の設置の認可があったものとみなされた現行の幼保連携型認定こども園に係る職員配置及び設備について、従前の基準を適用することなど所要の経過措置を講ずるものであります。

続きまして、議案第19号認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

まず、改正の趣旨ではありますが、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、認定の対象となる認定こども園の種類から幼保連携型認定こども園を除く等所要の改正をしようとするものであります。

条例案の内容についてであります。まず第1条及び第2条関係は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、認定の対象となる認定こども園の種類から幼保連携型認定こども園を除くものであります。新たな幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として認可するための設備及び運営に関する基準を定めることとされたことから、

この条例により認定の要件を定める認定こども園ではなくなるため、この条例の対象となる認定こども園から幼保連携型認定こども園を除くものであります。

次に、第3条関係は、職員の配置について、子どもの利用時間の区分による基準を廃止するものであります。より質の高いサービスを提供できる体制を整備するとの観点から、新たな幼保連携型認定こども園の基準と同様に、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても3歳から5歳児のうち、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する児童に係る35対1の職員配置基準を削り、通常の保育所と同様に3歳児は20対1、4歳児及び5歳児は30対1の職員配置基準に統一するものであります。

次に、第5条関係は、幼稚園型認定こども園内で調理する方法により食事を提供する子どもの数が20人に満たない幼稚園型認定こども園については、調理室を設けないことができることとするものであります。ただし、その場合においても、自園調理に必要な調理のための設備を備えなければならないこととするものであります。

次に、第2条から第6条、第8条及び第9条関係は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正や、認定の対象となる認定こども園の種類から幼保連携型認定こども園を除くこと等に伴い、認可外保育施設を保育機能施設に改める等、所要の整備をするものであります。

次に、施行期日等ではありますが、附則第1項関係は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行しようとするものであります。

最後に、附則第2項関係は、所要の経過措置について定めるものでありますが、この条例の施行の日から起算して5年間は、この条例による改正後の職員配置基準の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日において、現に存する認定こども園に置く職員の数については、なお従前の例によることとされています。以上で御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○及川あつし委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○福井せいじ委員 なかなか理解しがたい部分もありますので、改めて聞きたいと思います。施設が4タイプに分かれるという理解なのですが、幼稚園と認定こども園と保育所と地域型保育ですか。

○南子ども子育て支援総括課長 4タイプと申しますのは、幼稚園、保育所、そして認定こども園、そして幼保連携型認定こども園というこういう大きな4区分になるものであります。いずれも施設型給付の対象となるものであります。

○福井せいじ委員 それぞれの施設は、岩手県にどれくらいあるかというのはわかるのでしょうか。

○南子ども子育て支援総括課長 現在保育所につきましては県内363、幼稚園についても84ありまして、これらが新たな制度に移行することについての意向調査を今行っているものであります。原則として保育所と現行の認定こども園は全て新制度に移行します。た

だし、幼稚園に関しては新制度に移行するか、これまでの私学助成のままの助成を受けて残るかということは、幼稚園の判断に委ねられておりますので、そういったところで幼稚園が平成27年4月に幾つ移行するか、そして幾つ私学助成のまま残るかということについて、意向確認をしているところです。

○**福井せいじ委員** 私が子供を持ったとすると、保育の機能もあり、教育的な機能もある、認定こども園に入れるのが一番楽かと思ってしまうのですけれども、どういうものなのでしょうか。

○**南子ども子育て支援総括課長** 今回の新制度の設計の流れ、あるいは国の補助制度の流れからいきますと、幼保連携型認定こども園の設置促進ということを念頭に置きながら、でき上がっているところであります。例えば今まで働いていたからこそ保育所で面倒をみてもらっていたわけですが、それを急遽やめたとか、働き始めたとか、そういうことによって、保育所で見てもらえなくて、幼稚園を探そうかということが出てくるわけですが、幼保連携型認定こども園の場合には、親が働いている、働いていない、保育に欠けるか欠けないかにかかわらず、同じ園で引き続き保育、教育を続けることができるという大きなメリットがあるということから、国が制度設計及び補助制度についてはそういう方向で進めているというものであります。

○**佐々木朋和委員** 保育士、幼稚園教諭、保育教諭と三つの職業が出ているのですけれども、それぞれに資格があると思うのですが、例えば働いているところが幼保連携型に移ったときには、資格の取り直しが必要なのかどうか、教えていただきたいと思います。

○**南子ども子育て支援総括課長** 先ほどの答弁の中で数字の間違ひがありましたので、訂正をさせていただきます。保育所の数を363と申し上げましたが、364でした。大変失礼いたしました。

保育士、幼稚園教諭の資格については、基本的にはこれまでと変わらないのでありますが、幼保連携型認定こども園につきましては、新たな資格として、保育教諭という資格が必要になります。これは1人で保育士の資格と幼稚園教諭の資格と両方あわせ持った資格となります。

しかしながら、今、保育士と幼稚園教諭の両方の資格を持っている方が全てではありませんので、平成27年4月から施行されます新制度におきましては、保育士か幼稚園教諭か、単一の資格でも5年間は幼保連携型認定こども園でも勤務することができるという経過措置が設けられております。

そういう中であって、国の施策に呼応して、県としては、保育士資格しか持っていない方に幼稚園教諭の資格を取らせる研修に対する助成制度、逆に幼稚園教諭しか持っていない方に保育士資格を取らせる研修に対する助成制度を、現在予算化して展開しているというものであります。

○**佐々木朋和委員** 現状で、資格を両方持っている方は、どのくらいいるものなのでしょうか。

○及川あつし委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○及川あつし委員長 再開します。

○南子ども子育て支援総括課長 あいにく資格者の数字については、持ち合わせていないところでありまして、そこまで調べたデータもなかったかもしれません。一応予算上は、幼稚園教諭で保育士資格を持っていない方のための研修事業として、288人分を計上しております。これは、国が全国調査か何かの際に、資格を持っていない者の数を調査をしたものがありまして、岩手県分が288人という結果をもとにして、今年度当初予算の中に研修に要する人員として計上させていただきました。

○佐々木朋和委員 別の質問なのですが、先ほど幼稚園が今回の新制度に移るに当たって、従前の私学助成によることも可能であるということでしたけれども、選択肢が分かれるという中で、新制度を選んだときのメリット、デメリットというのがあるかと思えます。新制度を選んだほうが良いと判断する理由と、従前の私学助成のほうが良いという理由等あると思うのですが、幼稚園は、どういうことを考えて判断されるのかという疑問があるのですが、どうでしょう。

○南子ども子育て支援総括課長 幼稚園は、これまで私学助成、あるいは就園奨励費というものの中で運営されてきたわけでありまして、幼稚園の経営者側の視点もありますし、利用する保護者側の視点があるかと思うのですが、保護者側の視点とすれば、やはり施設型給付という形で、ある程度国の公費負担の中で制度運営ができるというメリットがあるかと思えます。

一方、デメリットは、私学助成のままで残ったほうのメリットと言ったほうがよろしいかと思いますが、新制度に移行してしまいますと、保育料については基本的に市町村が定めた範囲内でもって幼稚園が定めるということになるかと思えます。これまでは、幼稚園側が独自の判断で幼稚園の保育料を定めてきたわけですが、そこについては上限が定められてしまうわけでありまして。そういう意味では、都市部における有名私立幼稚園についてはブランドというものがあって、かなり高い保育料を取っているところがありますので、そういうところにあっては、上限額が設定されると園の運営が成り立たないということがありますので、園が独自に決められる保育料というところに私学助成のままで残る際のメリットがあるのではないかと思えます。

○及川あつし委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に議案第 15 号岩手県手数料条例の一部を改正する条例のうち、農林水産委員会に付託された別表第 6 の改正部分を除く部分を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○五日市健康国保課総括課長 議案第 15 号岩手県手数料条例の一部を改正する条例案のうち、保健福祉部関係について御説明を申し上げます。

改正の趣旨についてであります。医薬品等の製造業の製造所に係る調査の手数料の額を増額し及び薬事法等の一部改正に伴い、再生医療等製品の製造販売業の許可等の手数料を定め、医療機器等の製造業の製造所に係る調査等の手数料を廃止するとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

次に、条例案の内容であります。第 1 に、医薬品製造所への監視に係る国際協力機構である P I C / S に日本が加盟したことにより、医薬品製造業等の製造所に係る調査の手数料の額を増額しようとするものであります。

医薬品等を販売する際は、製造者の調査を受けることが義務づけられておりますが、現在医薬品等は日本国内だけではなく世界中に共通しており、調査基準の国際的整合性を図る必要があることから、今般、P I C / S に日本が加盟したところ。P I C / S 加盟に伴い、審査及び実地調査に新たな項目が追加され、事務処理時間が増加したことから、調査の手数料の額を増額しようとするものであります。

第 2 に、薬事法の改正に伴い、再生医療等製品製造販売業の許可等の申請に係る手数料を新たに徴収し、あわせて所要の整備をするものであります。再生医療等製品とは、病気やけがで機能不全になった組織、臓器を再生するため、人の細胞等を用いてつくられる製品であります。再生医療等製品は人の細胞等を用いることから、個人差などを反映し、品質が不均一となる特徴があること、医薬品等とは異なる規制が必要となったことから、新たに設けられたものであります。

第 3 に、医療機器及び体外診断用医薬品の製造業については、これまでの許可制から登録制へ改正されたこと等に伴い、医療機器製造業許可申請等に係る手数料を廃止しようとするものであります。

第 4 に、薬事法の題名が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に改正されたこと等に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

次に、施行期日であります。P I C / S 加盟に伴う手数料の額の増額については、この条例の公布の日から施行し、その他の薬事法の一部が改正されたことに伴う改正については、改正法が施行される平成 26 年 11 月 25 日から施行することとしております。

最後に、経過措置等ではありますが、薬事法の改正前に行われた医療機器及び体外診断用医薬品承認申請に関連する製造所に対する調査の実施に係る手数料については、改正前の手数料条例の定めにより、調査の手数を徴収しようとするものであります。また、薬事法の改正により新たに設けられる再生医療等製品製造販売業許可等については、事前の申請を受け付けることとし、この申請に係る手数料は改正後の手数料条例の定めにより徴収しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○及川あつし委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○千葉伝委員 再生医療等製品の製造販売業は県内に何カ所、医療機器等の製造業の製造所はどの程度あるのでしょうか。

○五日市健康国保課総括課長 再生医療等製品製造販売業につきましては、新たな許可制度ですが、現在のところ該当するものはないと認識しております。

それから、医療機器等の製造所の数でありますけれども、手元に資料がありませんので、調べて改めて回答したいと思います。

○及川あつし委員長 では、その件は後でお願いします。

○千葉伝委員 販売許可となると、しっかりとした基準があつて、県知事が許可するということでしょうか、厚生労働省のほうで、例えば検査するとか、定めているのでしょうか。県だけで決められるということなのでしょうか。

○五日市健康国保課総括課長 県知事の許可権限に属することについては、県の職員が基準等に合致しているかどうかについて調査をするということになります。

○及川あつし委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 20 号薬事法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○五日市健康国保課総括課長 議案第 20 号薬事法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について御説明を申し上げます。

初めに、改正の趣旨についてであります。薬事法等の一部を改正する法律により、薬事法の一部が改正したこと等に伴い、関係条例について整備しようとするものであります。

次に、条例案の内容であります。薬事法を引用している各条例につきまして、薬事法の題名が、医薬品医療機器等の品質有効性及び安全性の確保等に関する法律に、また薬事法施行令の題名が、医薬品医療機器等の品質有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令に、それぞれ改正されたことに伴い、これらの法律名等を引用している部分について整備するものであります。

また、第1条については、従前医療機器の賃貸について届け出の対象とされていたところ、今般譲渡して無償貸与を行う場合についても届け出の対象とされたことに伴い、所要の整備をしようとするものであります。

最後に、施行期日であります。改正法が施行される平成26年11月25日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○及川あつし委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、執行部から、先ほどの木村委員の質問の答弁について発言を求められておりますので、これを許します。

○葛尾医務課長 先ほど答弁を保留にさせていただいた院内保育所整備の状況です。

県内93の病院のうち、院内保育を整備している病院は28となっております。

○及川あつし委員長 以上をもって、保健福祉部関係の議案の審査を終わります。

次に、保健福祉部関係の請願陳情について審査を行います。審査に先立ち、さきの当委員会において、請願陳情受理番号第99号岩手県南3市町の子供たちの甲状腺検査を求める請願につきまして、当該請願陳情に係る専門的な知識を有する方に参考人として出席を求め、意見を聞くこととされ、参考人の人選、出席を求める日時等につきましては当職に一任いただいたところでありましたので、その結果につきまして委員の皆様へ御報告申し上げます。

参考人の人選につきましては、独立行政法人国立病院機構北海道がんセンター名誉院長、

西尾正道氏とすることといたしました。また、出席を求める委員につきましては、先方との日程調整の結果、次の定例会における当委員会の開催日としたところでありますので、御報告いたします。

それでは、受理番号第 99 号岩手県南 3 市町の子供たちの甲状腺検査を求める請願を議題といたします。本請願については、次の定例会における当委員会において当該請願陳情に係る専門的な知識を有する方に参考人として出席を求め、意見を聞くこととしておりますので、継続審査といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**及川あつし委員長** 御異議なしと認めます。よって、本請願は継続審査と決定いたしました。

次に、受理番号第 120 号手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○**鈴木参事兼障がい保健福祉課総括課長** それでは、手話言語法（仮称）の早期制定を求める請願に関する説明を行います。

まず、経過でございますけれども、平成 18 年 12 月、国連総会におきまして障害者の権利に関する条約が採択されまして、第 2 条の定義の中で、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義され、手話は言語の一つとされたところであります。

それから、平成 23 年 8 月、これを契機としました改正障害者基本法におきまして、第 3 条の地域社会における行政等の中の第 3 項の中で、「言語（手話を含む。）」と規定され、言語と手話について明記されたところです。

それから、平成 26 年 1 月、我が国が障害者の権利に関する条約を批准したところです。

本県における聴覚障がい者の状況ですが、平成 26 年 3 月 31 日現在、聴覚平衡機能障害のうち聴覚障がいの身体障害者手帳登録者数は、4,605 名となっております。聴覚障がいにつきましては、1 級と 5 級という程度等級はありませんが、例えば聴覚障がいに加え、全く話せない言語機能障がいがある場合、二つ合わせて 1 級あるいは 5 級の上位等級となるものです。

それから、手話通訳者数等の状況ですが、手話通訳士につきましては、省令に基づく手話通訳技能認定試験に合格し登録を受けた国家資格を持った者となります。

手話通訳者ですが、手話通訳士を含みまして、県で手話通訳者登録試験を行いまして、その試験に合格した者、あるいはそれらに準ずる者と認められる者です。ちなみに、県立視聴覚障がい者情報センターで、市町村及びさまざまな法人等から要請があった場合に派遣しているのが、63 名となります。

そのほかに手話奉仕員ということで、市町村の日常生活支援事業の中で養成するボランティアとして手話ができる方ですが、これは資格試験等ありませんので、人数は把握して

おりません。

次に、行政機関等における、ろうあ者・盲ろう者相談員、手話通訳者、手話協力員等の配置の状況ですが、県におきましては当課及び総合相談センターに1名、広域振興局保健福祉環境部環境センター等におきまして計14名、市町村におきましては、盛岡市ほか10名、国におきましては公共職業安定所に4名となっています。

手話言語法等に関する他県等の動向ですが、意見書を採択した都道府県が36、その他が本県を含んで11府県となっております。

その他、現在施行されております障害者総合支援法ですが、施行後3年をめぐりして検討することとされている事項の中に、手話通訳等を行う者の派遣、その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのための意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対する支援のあり方について見直すことが予定されているものです。

参考説明につきましては、以上です。

○及川あつし委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

なお、本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、本定例会中に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○及川あつし委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定しました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

次に、受理番号第124号東日本大震災の被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める請

願及び受理番号第 125 号被災者の医療費、介護保険等の一部負担金（利用料負担）の免除措置の継続を求める請願、以上 2 件は関連がありますので一括議題といたします。

本請願について、当局の参考説明を求めます。

○五日市健康国保課総括課長 最初に、これまでの医療費等の一部負担金免除の取り組みの経過についてです。これまでの国の支援についてですが、平成 24 年 9 月 30 日までは医療費等の一部負担金の免除に要した費用の全額を市町村に対して補助金及び交付金として補填しておりました。平成 24 年 10 月 1 日以降につきましては、既存の特別調整交付金の仕組みに変更し、基準を満たした場合に免除に要した費用の 8 割を国の特別調整交付金の交付対象として支援するとしたところであります。

次に、県の支援ですが、国の変更を受け、内陸の市町村を含めて、平成 24 年 10 月以降も引き続き免除措置が講じられるような財政支援として特例措置支援事業費補助を実施しているところであり、今般の 9 月定例会一般質問において、知事から県の支援についてはこれまでと同様に、平成 27 年 12 月末まで継続すると答弁したところであります。

その財政支援の内容については、国の特別調整交付金 10 分の 8 の残額である 10 分の 2 について、県と市町村等と折半することを基本とし、基準を満たさず国の特別調整交付金の交付対象外となる市町村については、市町村負担が 10 分の 1 となるよう県が 10 分の 9 を支援することし、国民健康保険については、県の特別調整交付金を 10 分の 8 交付し、残額の 10 分の 2 を県と市町村で折半するというものであります。

事業のイメージにつきましては、お示ししている図のとおりです。いずれの場合におきましても、一部負担金の免除を行う場合、国の特別調整交付金の対象いかんにかかわらず、市町村の負担が 10 分の 1 となるよう県が支援を行っている状況であります。

免除証明書の交付状況ですが、一部負担金等の免除の対象となっております区分ごとの対象者数は、国民健康保険が 22,532 人、介護保険が 3,957 人、後期高齢者医療が 12,830 人、障がい福祉サービスが 45 人となっております。

必要経費として、県の支援に要する経費ですが、平成 26 年度当初予算ベースで申し上げますと、特例措置支援事業費として国保が 3 億 9,100 万円、介護保険が 1,700 万円、後期高齢者医療制度が 1 億 3,500 万円、障がい福祉サービスが 100 万円の計 5 億 4,400 万円となっております。また、これに県の特別調整交付金による 1 億 9,900 万円の支援が加わることになります。

他県等の状況ですけれども、宮城県は、平成 24 年度末をもって終了しておりましたが、平成 26 年 4 月に市町村独自の事業として対象者を限定し、全市町村で再開しており、福島県は、原発事故関連で国からの全額補填が継続されている市町村を除き、3 市町におきまして平成 26 年度末まで継続されている状況です。他の医療保険制度の状況ですけれども、今回の請願の中に被災された社会保険の方の医療費窓口負担の免除についても述べられておりますことから、その状況について説明いたしますと、全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、被用者社会保険につきましては、保険者による免除

はおおむね平成 24 年 9 月末で終了した状況となっています。

最後に、国に対する要望の状況です。これまでも国に対して、平成 24 年 9 月末までの特別な財政措置と同様の免除に要した費用を全て国が負担する財政支援について要望しているところです。

説明については、以上です。

○及川あつし委員長 今の請願に対し、質疑、意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 なければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。

1 件ずつお諮りします。

受理番号第 124 号東日本大震災の被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める請願の取り扱いはいかががしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 採択との意見があります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 125 号被災者の医療費、介護保険等の一部負担金（利用料負担）の免除措置の継続を求める請願の取り扱いはいかががしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

なお、これらの請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、本定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成しましたので、事務局に配付をさせていただきます。

なお、配付をもって、この際 3 時 15 分まで委員会を休憩したいと思います。よろしくお願ひします。

〔意見書案配付〕

〔休憩〕

〔再開〕

○及川あつし委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願陳情受理番号第 124 号及び第 125 号関係の意見書の文案検討を継続いたします。

文案はいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 特に御意見がなければ、これをもって意見交換を終結します。

お諮りします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定しました。

なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

次に、受理番号第 127 号灯油高騰への緊急対策を求める請願を議題といたします。

なお、保健福祉部関係は、項目の 1 及び 2 でありますので、項目の 1 及び 2 についての審査を行います。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○千田地域福祉課総括課長 初めに、県内の灯油配達価格の状況ですが、一般財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センター調べによる、平成 18 年度から平成 26 年度の月別価格があります。

平成 20 年度に灯油配達価格が 18 リットル当たり 2,400 円台となった時期がありましたが、以後低下しています。平成 23 年度以降は、おおむね 1,600 円台から 1,800 円台で推移しておりましたが、今年度は 4 月以降、1,900 円台が続いている状況です。

国の動向ですが、国の措置があった年度もありましたが、今年度につきましては、現時点で方針が示されていない状況です。

東北各県における実施状況です。平成 25 年度は本県以外に秋田県及び山形県が事業を実施しておりますが、平成 26 年度については、各県から、9 月末時点では実施は未定である旨の回答をいただいています。

県内市町村における福祉灯油の実施予定ですが、平成 26 年 9 月 30 日現在、実施に向けて検討中が 2 町村、今後検討予定が 29 市町村となっております。

県内市町村における東日本大震災津波被災者世帯等を想定した被災者支援灯油の実施予定ですが、平成 26 年 9 月 30 日現在、実施に向けて検討中が 2 市 1 村、今後検討予定が 26 市町村となっております。なお、用途を灯油購入費に限定しない商品券等の配付を検討しているところが 2 町村となっております。

これまでの本県の福祉灯油助成事業の実施状況ですが、平成 19 年度及び平成 20 年度においては、助成対象世帯を高齢者世帯や障がい者世帯等であって、市町村民税非課税世帯、またはこれら世帯に準ずる世帯といたしまして、平成 19 年度は 5 万 3,666 世帯、平成 20 年度は 5 万 6,866 世帯を対象に助成いたしました。

平成 19 年度は県内全市町村、平成 20 年度は大槌町を除く 34 市町村が実施し、県の補助額は平成 19 年度が 1 億 2,000 万円余、平成 20 年度が 1 億 1,000 万円余となっており、これに対して国の特別交付税措置が行われたところです。

平成 23 年度以降は、東日本大震災津波により甚大な被害を受けた沿岸市町村で多くの市町村が実施の意向を示したことから、市町村の厳しい財政情勢を踏まえ、沿岸市町村を対

象として補助を実施したところでは、助成対象世帯を高齢者世帯や障がい者世帯等であつて、市町村民税非課税世帯または生活保護法による被保護世帯といたしました。助成世帯数及び県の補助額は、平成 23 年度は 1 万 4,940 世帯、2,300 万円余、平成 24 年度は 1 万 6,359 世帯、4,000 万円余、25 年度は 1 万 7,158 世帯、4,200 万円余となっております。

なお、平成 24 年度に県補助額がふえた主な理由は、平成 23 年度は助成対象世帯を市町村ごとの総世帯数の 10%以内としたところですが、平成 24 年度にはこの枠を撤廃したことによるものです。

説明は以上です。

○及川あつし委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認め、よつて本請願は採択と決定いたしました。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○五日市健康国保課総括課長 先ほどの議案第 15 号岩手県手数料条例の一部を改正する条例に関する千葉伝委員からの御質問ですが、県内の医療機器製造業の数がどれくらいあるのかということでしたが、県内には医療機器製造業が 11 あります。以上です。

○及川あつし委員長 以上をもつて保健福祉部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から、子ども・子育て支援新制度に向けた園児募集への対応について発言を求められておりますので、これを許します。

○南子ども子育て支援課総括課長 それでは、子ども・子育て支援新制度に向けた園児募集への対応について、お手元の配付資料に基づき御説明を申し上げます。

この件につきましては、先般一部新聞報道もなされたところではありますが、私立幼稚園におきましては、10 月 1 日から来年度の園児募集が開始されているところではありますが、ホームページ等でその内容を確認させていただきましたところ、来年 4 月から新制度に移行する予定の幼稚園の保育料、あるいは一時預かりの利用料などについて、保護者の誤解を招きかねない表記が認められたものであります。

具体的には、保育料あるいは利用料につきましては、市町村が定めることとされているわけではありますが、園が設定した額を表記していたものであります。これは、市町村が今後、国の基準額の確定後に保育料等を決定することとなるため、現時点では今後変更があり得るといった表記などの配慮が必要であったということでもあります。また、幼稚園就園奨励費は、新制度におきましては市町村から私立幼稚園に施設型給付費として給付をされるため、保護者には支給されないものであります。中には保護者に支給されると表記し

ている募集要項があったというものであります。

配慮が必要となる幼稚園につきましては、先ほどの議案審査の中で、私立幼稚園 84 と申し上げたわけではありますが、休止中の幼稚園 1、来年度の園児募集を停止している施設 1 を除く 82 のうち、7月1日現在の意向調査で来年度新制度に移行を予定している幼稚園 16、現在認定こども園となっている私立幼稚園 22 となっております。

今般の事案に対する県の対応状況であります。新制度を所管する子ども子育て支援課、私立幼稚園を所管する法務学事課におきまして、それぞれ市町村及び私立幼稚園宛てに 10 月 1 日付で文書を送付いたしまして、園児募集に当たっての留意事項を示しながら、早期の注意喚起を行ったものであります。また、あわせて国の担当者宛てに今回の現状を報告するとともに、一時預かりの取り扱い等、いまだ詳細が確定していない事項の早期提示について求めたものであります。

市町村に対する文書の内容であります。子ども子育て支援課において、来年度移行予定の幼稚園等に対する募集内容の確認、必要に応じての助言及び情報提供の依頼をお願いしたところであります。私立幼稚園に対しましては、保育料等の記載例を再度送付いたしましたこと、また関係通知を明示しての精査の依頼、さらには必要に応じて市町村と相談をしていただきたいといったような内容を付記しての文書でありました。

法務学事課におきましては、10 月半ばに開催予定の新制度移行予定の園における入園希望者向け説明会で活用できるように説明資料を作成し、平成 26 年 10 月 2 日付で配付をいたしましたところであります。

今後の対応であります。1 番目といたしまして、各市町村から対象となる幼稚園等の対応状況の確認をする必要があるかと思っております。

2 番目といたしまして、国が想定する保育料の基準について、国が概算要求している折衝状況等を確認しながら、随時、市町村に情報を提供してまいりたいと考えております。

3 番目といたしまして、市町村における保育料の検討状況を確認し、そしてその情報を各市町村に提供し共有する中で、円滑な募集業務がなされるように市町村を支援してまいりたいと考えております。

4 番目といたしまして、いまだ検討中である制度の未確定事項がありますので、国に対しましては、その情報収集に努めるとともに、市町村に対しましては、当該情報を速やかに提供してまいりたいと考えております。

なお、参考までに新制度における県と市町村の主な役割を御説明しますと、市町村は実施主体として、さまざまな新制度への移行確認でありますとか、保護者の 1 号、2 号、3 号の支給認定でありますとか、さらには保育料の決定でありますとか、入所手続、そういったかなり細かい部分までの事務手続が出てまいります。

これに対しまして県は、国とともに市町村を重層的に支援していくという法律上の役割がありますので、今後とも、広域的な調整、そしてまた今回のような事案に係る市町村支援というものに努めてまいりたいと考えております。

○及川あつし委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○福井せいじ委員 この際ということで、2点聞きます。

福祉施設について、子供の保育所、あるいは高齢者の福祉施設、介護施設等さまざまな施設があると思います。ここ一、二年、復興のほうでも資材、人件費の高騰で、非常に建設費が高くなっていると取り沙汰されておりますが、この福祉施設関係の建設に係る補助金、助成金については、資材、建設費の高騰に関連して増額するというような動きはないのかどうか、その辺をお聞きしたいというのが1点であります。

それから、子供の医療費の助成対象の拡充について、小学校卒業まで医療費を無償とした場合、増額となる負担金がおよそ幾らになるかということについてお聞きしたいと思います。

○及川あつし委員長 1件目は、またがっていますが、包括的なので、部長か副部長か答弁できますか。基金とか補助事業とか所管が違うと思いますが、それぞれに答弁しますか。

○鈴木参事兼障がい保健福祉課総括課長 それでは、障がい者施設の整備の関係について御説明します。障害支援施設等整備費補助という国庫補助がありまして、基準額に対しまして4分の3、法人等の負担が4分の1ということで、それぞれの施設種別によって補助基準単価が決まっております。今般の資材費、労務費の上昇、それから今年度の消費税増税を理由としまして、国の平成26年度社会福祉施設等施設整備費の国庫補助基準が改定されました。これを受けまして、今回9月補正予算を提案しているところでありまして、障がいの場合を言いますと、補正前が3施設分で1億4,700万円余でしたが、介護、生活介護施設の創設分につきまして該当があり、9.25%アップしております。なお、障がい施設にさまざまな種別があり、かなりの区分になりますが、ざっと見たところ、施設種別、規模によっても違いがありますが、8%から9%強の改定になっているところです。これに伴いまして、433万円ほどの補正予算案を提案しているところです。

○齋藤参事兼長寿社会課総括課長 高齢者福祉施設の設備につきましては、国直轄の交付金の事業と県基金による事業があります。地域密着型特別養護老人ホーム、認知症グループホーム等の整備をいたします県基金の介護サービス施設整備等臨時特例事業に関しましては、建設費の高騰など、状況の変化に対応し、年度内に補助金単価の増額を行うこととして、現在検討を進めているところです。

○南子ども子育て支援課総括課長 保育所の施設整備の関係については、今般9月補正におきましても御提案をさせていただいているところですが、国の交付金を財源といたしまして県の安心子ども基金により施設整備の補助を行っているところであります。安心子ども基金は、平成20年度に設立いたしまして、平成21年度から補助をしてきているところではありますが、平成21年度以降、補助単価のアップがなされていないこと、また今般の建設資材、人件費単価の高騰等もありまして、国に対して政府予算要望で、基準単価のアップを要望し続けてまいりました。その結果、平成26年4月1日に交付金要綱が改正されまして、消費税分も含めて9.5%のアップとなったところです。

○**五日市健康国保課総括課長** 子供の医療費助成の関係について、小学校卒業まで助成対象を拡大した場合に要する県費といたしまして、約3億9,000万円の増額になります。

○**福井せいじ委員** 社会福祉施設建設における補助額のアップについては、対応していただくということが、国、県に対してありがたいと思っております。高齢者施設については、今検討中ということですが、建設資材高騰でちゅうちょする方もおられるということの一部聞きましたで、その告知についてはぜひ徹底していただきたいのですが、今の状況をお聞きします。

○**鈴木参事兼障がい保健福祉課総括課長** 障がい者施設に係る社会福祉施設設備の補助金の単価改定につきましては、国のほうから平成26年5月30日付で通知が来ていまして、これに基づきまして、市町村及び今年度予定をしておりました3施設には周知しておりますし、それから来年度以降の整備につきましては、新しい単価につきまして周知しているところです。

○**齋藤参事兼長寿社会課総括課長** 地域密着型特別養護老人ホーム、認知症グループホーム等の整備につきましては、国の直轄事業もありまして、現在国に対して、アップをした額で協議している形になっておりますので、国の直轄事業を活用しての施設整備を進めている事業者については、周知されているところです。

また、県が現在検討している補助単価の増額については、まだ内部の検討段階にとどまっているというところです。

○**南子ども子育て支援課総括課長** 保育所の施設整備に当たりましては、県は基金、そして市町村、そして事業者という形の負担割合になっておりますので、基本的には安心ことも基金の交付要綱改正に伴って市町村への通知をし、市町村から事業者への周知が図られているものと認識いたしております。

○**福井せいじ委員** 特に高齢者施設に対するニーズが高い今どきでありますので、ぜひとも高齢者施設のアップ率については、広く告知していただきたいと思っております。

それから、子供の医療費助成について、東北各県の状況はどのようになっているのかということをお聞きしたいのでありますが、これについて、もし増額、拡充をする場合に国の支援のあり方はどうなるのか教えていただきたいです。

○**五日市健康国保課総括課長** 東北各県の状況ですけれども、外来の場合、宮城県におきましては3歳未満が助成対象ということですが、青森県及び山形県につきましては、本県と同様に小学校就学前までとなっています。秋田県につきましては小学校6年生までとなっております。福島県におきましては高校生までということですが、小学校1年生から小学校3年生については県の補助はないということになっています。

それから、入院の場合、青森県、岩手県及び宮城県については小学校の就学前、秋田県については小学校6年生まで、山形県につきましては中学生まで、福島県については高校生までということになっておりますけれども、小学校1年生から小学校3年生は県の補助はないということです。

それから、助成をした場合の国の支援ですけれども、これについては特にはありません。県単の助成制度ということです。

○**福井せいじ委員** これから子供、子育て支援も非常に大きな課題になっていくと思います。本来であれば全国同じような形で医療費制度の支援をしていただきたいということを強く望むべきではないかと思っております。転勤する方が驚くといった地域間格差というのはもちろんさまざまあるのしょうけれども、これから子育てを支援していく、子供を大事にしていこうという中であっては、格差があってはいけないものだと思っております。私たち議員も国に対して強く要望していきたいと思っておりますので、ぜひとも当局からも御要望いただくことをお願いして質問を終わります。

○**伊藤勢至委員** 脱法ドラッグについてですが、今は危険ドラッグというように名称が変わったようでありますけれども、これまでいろんな事件が起きました。総務省消防庁が初めて全国調査をしたようであります、その中で2009年1月からことしの6月までの5年半で、全国で4,469人が救急車で運ばれているようでありまして、本県でも9件事例があったようであります。これは、危険ドラッグを吸引した人が自業自得と言ってはなんですけれども、意識がない状態で車を運転して、世田谷区のように大勢の人が死傷してしまうとなったら、これは悲惨であります。

したがって、警察との協力が当然必要かもしれませんが、吸引してしまった人を救急車で運ぶというのは善後策でありますけれども、やはりこれは吸引をさせないというところの水際作戦を展開していかなければ、被害に遭った人が泣き寝入りになってしまいます。日本の刑法は、被害者よりも加害者に厚きところがありまして、本当に残念で、何もしない善良な県民がこういう事故に巻き込まれてはいけないと思います。

この9件というのは、あくまでも表面の数字でありまして、潜在的な事例は相当広まっているのではないかと考えます。インターネット等では、簡単に売買ができるようにも聞いておりますので、これを何とか水際でとめるための対応、対策のお考えをいただきたいと思うのでありますが、それについての命を守るという保健福祉部としてのお考えはいかがでしょうか。

○**五日市健康国保課総括課長** 当課といたしましても、県警本部の組織犯罪対策課などと連携いたしまして、さまざまな対策に取り組むところですが、先ほど消防庁のほうの調査ということで、御紹介がありましたが、県警本部を通じましてそういった情報については、一応認識しているところです。これまで危険ドラッグが原因となった、県内で交通事故があったかどうかについては、県警本部からの情報では現在までは発生していないというような情報です。

また、販売店舗についても、警察のほうの調査では県内にはないということですが、いづれにしてもインターネット等などでも入手することは当然可能ということでもありますので、店舗に対する規制とあわせて意識啓発などの対策も重要になってくるのではないかなと思っております。

そういったことから、県といたしましては、薬物乱用防止対策本部を従来から立ち上げていますけれども、こういった関係機関での情報共有とか、連携した取り組みなどを進めるとともに、さまざまな機会を捉えて、県民に対する啓発にも力を入れていくことが重要ではないかと考えているところです。

県の広報媒体などを使って啓発をしているところですが、それ以外にも、例えば教育委員会や民間の薬剤師会などの薬物乱用防止教室で、高校生、中学生などの青少年に対する啓発にも力を入れているところですので、関係者が力を合わせて、こういった問題に立ち向かっていくことが大事ではないかと認識しております。

○伊藤勢至委員 先般の報道では、タクシーに乗ったお客さんが、行き先を告げたのにもかかわらず、私はどこに行くのですかなどという答弁をしたタクシーの運転手がいて、警察に届けをして調べたら、やっぱりこういうドラッグを吸引していたというのがわかったということでありまして、相当広く蔓延してきているのではないかと思います。したがって、そういうことから大きな事故につながらないようにするためには、草の根、水際でそれを防止していかなければならないということでしょうから、全庁的な取り組みをして防止をしていただきたいというお願いを終わります。

○佐々木努委員 2点お聞きします。

1点目は、ダヴィンチの導入について、医療局からは、しかるべき時期にという話をいただきました。なかなか県立病院も経営的に大変だということ、予算も限られているということで、厳しいだろうと思う一方で、これは岩手県全体の医療の底上げを考える上で、前向きに検討してもらうことも必要なのではないかなと思うわけですが、そのことについてどのような所感をお持ちでしょうか。

○野原医療政策室長兼医師支援推進室長 やはり先進医療機器の整備というのは、当然医療の質の向上に資するものと認識はしています。

県では、がん医療、周産期医療といった政策医療があります。そうしたものに関しましては、医療の質の向上に資する観点で、運営費補助という形で、それぞれ担っている病院に助成をしているところです。したがって、先端医療機器の整備については、各病院がこういった公的補助の活用を図っていただくということ、また、診療報酬のほうでもきちっとした手だてがあれば、当然病院のほうでもそういったような整備が進むわけですが、国の診療報酬改定の動向などを踏まえて、医療検証の観点から、まずは各医療機関で導入を図っていただくことが基本ではないかと考えています。

○佐々木努委員 それは、よく理解しているつもりなのですが、非常に高いものですし、なかなか導入も難しいだろうということで、実際に医療局と、話し合いを持ったり、医療局のほうから何とかならないかという相談などはこれまでされていたのでしょうか。

○野原医療政策室長兼医師支援推進室長 例えば担当レベルで、こんな医療機器が欲しいというドクターの声があるとか、こういった病院でこういったものを整備したいということとは聞いていますが、公式な形で医療局とやりとりしているといった状況にはまだ至って

いないところであります。

○佐々木努委員 次の質問ですけれども、子ども・子育て新制度について、そもそも受け入れ側の保育施設の保育士が足りているのか、飽和状態になっているのか、今どのような状況になっているのか、県で何か調査をされているのでしょうか。

○南子ども子育て支援課総括課長 まず、県内の保育士の充足状況であります。保育所には、年齢に応じて、ゼロ歳児の場合には、ゼロ歳児3人に1人の保育士、1、2歳児は6人に1人、そして3歳児は20人に1人、4歳、5歳児に対しては30人に1人という保育士の配置基準があります。基本的には保育所は民間施設でありますので、当然保育士の配置基準に基づいて配置されるということでもありますから、現在受け入れられている子供たちの数に応じて適切な配置がなされていないければ、それは認可保育所としては成立しないわけでもありますので、基本的には子供の数に応じた保育士は必ず配置されていると認識しております。あいにく数については、把握しているものではありません。

○佐々木努委員 現状では心配ないという、そういう認識でよろしいですか。

○南子ども子育て支援課総括課長 現在いる子供たちについては必要な保育士の数は確保されているものの、これから保育ニーズが増大して、預けられる子供がふえてくれば、それに見合うだけの保育士さんが確保されていかなければならないということになります。

したがって、県におきましては、平成25年10月に保育士・保育所支援センターを設置いたしまして、県内において保育士の資格を持っていながら、保育所で保育士として働いていない方々の求人、求職、そしてマッチングという形で潜在保育士の掘り起こし、そしてそれを就職に結びつけていくという形で取り組みをしているところです。

○佐々木努委員 保育センターのことを聞いたかったのですが、知り合いから、どこか保育所を紹介してくれないかという話があった際に、保育所センターを県が設置しているということで、そこに相談してみたらという話をしましたけれども、平成25年10月からということで、ほぼ1年近くになるわけですが、相談件数やマッチングの実績はどうなっていますか。

○南子ども子育て支援課総括課長 保育士・保育所支援センターの実績についてであります。昨年度の実績ということで、平成25年10月から平成26年3月末までの半年間の実績であります。求人登録者数が24名、求職登録者数が55名、採用に至ったものが11名であります。そして、平成26年4月1日から8月末までの実績であります。求人登録者数が29名、求職登録数が32名、採用が11名という状況であります。まだ設置したばかりでありまして、これから周知、広報活動を続けていかなければならないと考えておりますが、これから徐々に実績も上がってくるものと考えております。

○佐々木努委員 実は設置していたのが余り知られていなくて、インターネットで調べても、すぐに出てこなかったような気がするのですが、ぜひ周知はしっかりとやっていただければということで要望して終わりたいと思います。

○根子保健福祉部長 保育士の不足について、現在の定員は、子供たちを預かるには十分

だというお話ですけれども、定員いっぱい、保育士が不足してなかなか受け入れられない状況もあるような話や、最低限でやっていて余裕がないというような話もありますので、総体としてはやはり保育士は不足しているのではないかと、私自身は感じております。

そのため、保育士・保育所支援センターの活用とか、総体的な保育士確保対策が重要だと思っておりますので、その辺にも力を入れてまいりたいと思っております。

○佐々木朋和委員 子ども・子育て支援新制度に向けた園児募集の対応について、保護者の誤解を生じるおそれがある表現があったということですが、配慮が必要となる幼稚園数が38ということなのですから、そのうちのどのぐらいのところで、このような表現の揭示があったのか教えていただきたいと思っております。

○南子ども子育て支援課総括課長 ホームページを活用しながら募集要項の内容を確認したわけではありますが、全てについて確認をさせていただいたわけではありません。何件か確認させていただく中で、保護者の誤解を招きかねない表現があったということで、ここは早急に是正という形で市町村あるいは幼稚園のほうにお願いをすべきであろうということで確認し、周知を図ったところであります。極端なことを言えば、一件でも誤解を招く表現がある以上は、やはり保護者の方々に誤解を抱かせないような形で、市町村の努力、幼稚園のほうに対しては周知していく必要があるかと感じております。

○佐々木朋和委員 複数件見受けられたということですね。保護者の誤解を生じるおそれのある表現と言っていたのですけれども、内容を見ると、新制度になるのだけれども、従来どおりの利用料を載せていた、また施設型給付費が保護者に支給されるものであるというように表記したということで、これはその施設側に新制度についての理解がなかったということではないのかと思うのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○南子ども子育て支援課総括課長 いろいろな形で市町村、保育所、幼稚園に対する説明会、さらには市町村に対してはブロック別の説明会や個別のヒアリングなどを通じて制度の周知を図ってまいりました。また、県民向けに対しましては「いわてグラフ」、県のホームページ、さらには市町村の広報紙等を通じて周知を図ってまいりましたところではありますが、こういう形で誤解を招きかねないという表現があるということについては、県民の方々に十分周知が図られていないであろうと認識をいたしております。したがって、これからいろいろな広報媒体などを活用し、また市町村の協力もいただきながら、県民の方々への周知に努めてまいりたいと考えております。

○佐々木朋和委員 やはり誤解を招きかねないというか、誤表記であるのではないかと思います。違いはありますか。これについては、平成26年10月1日から募集が開始されている中で、やはり発見して早期に動いていただいたというのはよろしいと思うのですけれども、もう少し事前にできなかつたのかという思いもあります。

これは県だけの責任ではないと思うのですけれども、国においても、市町村が定める保育料が定まっていない中で、ではどういう表記にしていけばいいのかという問題もあると思うのですが、適正に表記をされているところはどのように表現をされているのか、また

県としてはどういう指導をされているのか、伺いたいと思います。

○南子ども子育て支援課総括課長 まず一つ、最初にお断わりを申し上げなければならぬのは、保護者の誤解を生じるおそれのある表現ということで、誤表記という表現はいたしておりません。これは、趣旨を御説明申し上げますと、例えば市町村が定める保育料、利用料について、園が独自に設定した保育料を募集要項で表記しても、もしその幼稚園が、新制度に移行しなければ、間違いではないということであります。あくまでも最終的に移行するか否かは園の判断でありますので、平成26年7月16日現在で16園が移行したいという意向を持っていただいておりますので、例えばそのときに移行を表明していた園が、今となってはやはり移行しませんという場合には、園として設定した額の表記は決して間違っていないということであります。したがって、誤表記ではなくて、あくまでも誤解を生じるおそれのある表記という表現をさせていただいたものであります。

具体的に、どういう表現をすれば適切かということにつきましては、例えば保育料でありますと、国基準を前提として、今このように示してはいますけれども、今後市町村が提示する金額によっては、また変動し得る要素がありますという注意書きがあれば、誤解を招かないことになろうかと思っております。そういう断り書きがないままに額だけが示されたということで、誤解を招くおそれがあるという表記をさせていただいたものであります。

○佐々木朋和委員 今後2月か3月ぐらい公立があると思うのですけれども、今回は私立であるということで、こういう問題が起きたのか、それとも、公立に向けてはこういうことはないのか、その点はどうなのでしょう。

○南子ども子育て支援課総括課長 基本的に公立幼稚園の場合には、全て新制度に移行することが原則となっておりますし、また市町村が経営する幼稚園であります。これまで市町村に対しましては、十分に説明を尽くしてきたつもりでありますので、それなりの形できちんとした対応はしていただけるものと考えておりますが、今般の事案も踏まえながら、同じような混乱が生じないように、引き続き助言をしまいたいと考えております。

○及川あつし委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 なければ、これをもって保健福祉部関係の審査を終わります。保健福祉部の皆様は退席されて結構です。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ちください。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の11月の県外調査についてであります。お手元に配付しております平成26年度環境福祉委員会調査計画(案)のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。